

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年11月28日（月）16：30～20：15

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本本部長代理（東京電力株式会社）

* 文中敬称略

○司会

ただいまから政府東京電力統合対策室合同記者会見を開催いたします。本日細野大臣は公務のため欠席です。また、園田政務官は17時45分頃到着の予定です。あらかじめご承知おきをお願いいたします。それでは式次第に従って進めます。最初は環境モニタリングの状況についてです。東京電力から説明します。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本です。それでは環境モニタリングの状況につきまして2件ご報告させていただきます。まず始めに空気中の放射性物質の濃度です。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について、第248報』でございます。ページをめくっていただきまして、1枚目の裏面に第一原子力発電所の西門、それから第二原子力発電所のモニタリングポストの1番、それから2枚目に沖合の2キロから3キロの地点での測定結果を記載させていただきました。西門、それからモニタリングポストの1番に関しては検出限界未満という状況でございます。経時変化を2枚目の裏面に記載しましたのでそちらの方もご確認ください。続きまして海水の状況です。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について』ということで、第241報でございます。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面に沿岸部の4箇所、それから2枚目以降に沖合の各地点での測定結果になります。3ページ目からが経時変化をグラフ化しておりますけども、大きな変動等は見られておりません。引き続き監視を続けていきたいと考えております。東京電力からは以上です。

○司会

次に文部科学省から説明します。

○文部科学省

文部科学省の伊藤です。お手元に資料を2種類お配りさせていただいております。まず全国的な状況でございますけれども、各都道府県の放射能水準調査の結果、大学の協力による空間線量の測定、それから定時降下物、上水については特段の大きな変動は見られておりません。それから資料3のページ数で申し上げますと5ページに、定時降下物の結果の修正という資料をお配りしています。これは25日に発表したものでございますが、大変申し訳ないのですがこの部分につきまして再度修正を要する話がございます、今日、明日またもう一度資料を配り直す予定にしておりますので、5ページ、6ページの資料につきましてはいずれその修正されるという前提でご覧いただければと思います。それから上水の結果の修正について、これは8ページですが、こちらにつきましては3月27日の千葉県でのセシウム137の値を0.48から0.25に修正してございます。県の方にそういうふうに申請があって直した物であります。それから、発電所周辺の調査でございますが20キロ以遠の空間線量率、それから積算線量結果、ダストサンプリング、福島県による緊急時環境放射線モニタリング結果につきましては特段大きな数値の変動は見られてございません。それから海域の調査ですけれども、東京電力の行っております周辺海域のモニタリング結果、これは別冊の方になりますけれども、こちらにも大きな変動は見られていません。それから資料の10、発電所周辺の環境モニタリングの分析結果についてというのですが、こちらは、東京電力の方で採取された試料のうち、検出下限値を下げて文部科学省の方で6点分析しております。東京電力の方の測定ではNDになっていたものですが、検出下限値を下げた結果、セシウム134では0.24とか137では0.29Bq/Lという数値が出ております。それから11番は発電所海域モニタリングの再分析結果ということで、海水のうち東京電力さんの方でやはり検出限界を上げて分析したのですが、検出限界0.5Bq/Lに対してNDとなっております。それから、資料番号12ですけれども、宮城、福島、茨城県沖における海域モニタリング、これは海底土の方ですけれども、この結果を45ページから54ページにグラフの形でまとめてみましたのでご覧いただければと思いますが、前回9月に採取したものの測定結果を発表し、今回は10月に採取したもののですが、グラフ見ていただければ分かりますように特段大きな変動はございません。資料13は東京電力の方で取られました沿岸域での海底土の結果ですけれども、数十Bqのセシウム134、137が観測されているということでありまして。それから資料の14、11月25日に航空機モニタリングについて、東日本の残りの地域

であります愛知、青森、石川、福井、この4県のモニタリング結果をまとめて発表させていただきました。資料57ページ以降です。今回で資料77ページを見て頂きますと、これまでの結果を全てまとめたこのような日本地図がご覧頂けると思いますが、今回のその4つの県について、空間線量率については多少高いところも見られますが、これは天然核種由来のものと思われておりました。セシウムのエネルギースペクトルを分析した結果、セシウム由来のデータは出ておりません。それから今後につきましてですが、前回もご質問頂いたところですがこれで東日本の航空機モニタリングの第一次モニタリングが終わりましたので、今後西日本、北海道について年明け以降、地域との調整あるいはヘリの調達、調整がついたところから行っていきたくと考えております。それから一番最後の資料15ですけれども、これはいわゆる横浜において9月に堆積物からストロンチウムが検出されたということがございまして、その後、横浜市の方で9月17日に試料を採取して再度測定した結果、ストロンチウム89と90を合わせた物で129Bq/kgといったような数値が観測されたということで文部科学省の方で分析センターにおいて再度その測定を行いました。その結果につきましては24日にプレス発表すると同時に同日のいわゆるマップ検討会といわれるところで専門家に見て頂いたところでもあります。分析センターの結果によりますとストロンチウム89は検出されず、ストロンチウム90については1.1Bq/kgということではありますが、この濃度は過去の大気核実験によるフォールアウトによる値と同程度であるというふうに考えられておりました。ストロンチウムについては事故由来のものとは言えないという結果になっております。なお同じ土壌からセシウム134、137は横浜市の方で分析された結果と同程度のものが出ておりますので、こちらの方は事故、発電所由来のものと考えられております。両者の差、測定結果に差が出た理由はプレス資料にもございまして、堆積物、土壌中に含まれる天然のラジウム、鉛などのベータ線をだす核種を横浜市が行った測定では検出した可能性があるのではないかとということでもあります。今後でありますけれども、ストロンチウムについては土壌の第一次調査で80キロ圏内を中心に行ったわけですが今後80キロから100キロ、100キロ以遠のところでもセシウム濃度の高いところについてはストロンチウムとセシウムの比を、詳細を見る必要があるという専門家の意見もございまして、今後そういったところでストロンチウムを含めた土壌の調査を行うこととしていきます。文科省からは以上でございまして、この際前回質問のありましたSPEEDIに関連して、SPEEDIの計算をする際に地域のいろいろな公共施設等を地図上に投影して計算を行っているか、というようなご質問ございましたけれども文科省で行っている単位放出、あるいは38のケーススタディーにおいてはそのような施設を入れた形での出力は行っていませんのでご報告させていただきます。文

科省からは以上です。

○司会

次に原子力安全委員会から説明します。

○原子力安全委員会

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私からは本日付けの環境モニタリング結果の評価についてという原子力安全委員会の 1 枚紙、裏表にコピーしている紙と、参考資料といたしまして 1 ページ目が福島県の地図になってございますもの、これを用いて説明いたします。

まず資料 1 の空間放射線量でありますけども、これにつきましては特段大きな変動はございません。2 の空気中の放射性物質濃度であります。参考資料の 10 ページから 12 ページをご覧くださいますと、表の中で一番上の 1 番のポイント、福島市杉妻町でありますけども、こちらで県の方が検出限界を下げた測定をしております、このポイントについては 11 月 21 日、22 日、23 日と値が出ておりますが、濃度限度を下回っております。また、ヨウ素 131 については全てのポイントで検出限界未満ですし、他のポイントでもセシウムについては、検出限界未満であるということです。それから航空機モニタリングについては今文科省からも説明がありましたけども、今回愛知県、青森県、石川県、福井県について発表があったわけでございますが、空間線量率、それからセシウムの沈着量については概ね低いバンドに入っているという状況であります。

4 の環境資料にまいりまして海洋関係のサンプルであります。まず資料の 27 ページから 31 ページをご覧くださいますと海水中の放射性物質の検出状況です。発電所周辺の 1 番から 4 番のポイントでセシウムが出ている日がありますけども値は検出限界未満であるという状況であります。それから資料の 29 ページをご覧くださいますと、これは東京電力の方で採取分析したものにつきまして、文科省の方で再分析したものであります。これらのポイント、東京電力の測定では恐らく検出限界未満と出ていたと思っておりますが、文科省の方では検出限界を東京電力と比べて 1 桁ないし 2 桁下げて分析を行っておりますこういった値が出ております。値はいずれも検出限界未満でございます。それから参考資料の 32 ページではマンガン 54、コバルト 60、セリウム 144 についての結果でありまして、三つの核種全てについて検出限界未満であるというところであります。さらに参考資料の 33 ページから 37 ページであります、これは発電所周辺あるいは宮城県、福島県、茨城県沿岸での海底土中のセシウムの検出状況であります。大体東京電力の資料採取ですと前回は 10 月 10 から 17 日にかけて、それから資料の 35、36 は文科省で行っているものでありましてこちらは、前回は 9

月の7日から15日にかけての採取でありましたけども、いずれにおきましても大体前回同様のオーダーであったということでございます。それから資料の最後5であります。全国の放射能水準調査ですがこちらについても特段大きな変化は内という状況であります。私からは以上でございます。

○司会

続きましてプラントの状況についてです。東京電力から説明いたします。

<プラント状況について>

○東京電力

東京電力から福島第一原子力発電所の状況についてご説明させていただきます。A4 縦の表裏1枚の資料になります。タービン建屋地下の溜まり水の処理でございますが、こちらは第一セシウム吸着装置キュリオンと第二セシウム吸着装置サリーで、処理を続けております。トレンチ立坑、各建屋の地下の溜まり水の移送に関しましては現在2号機と3号機のタービン建屋から集中廃棄物処理建屋の方への移送を継続実施中です。それから建屋、トレンチ立坑の水位に関しては午前7時のデータを記載させていただいておりますが、会見途中で最新のデータをお届けしたいと思っております。放射性物質のモニタリングの状況につきましては先ほど申し上げたとおりです。裏面の方にまいります。使用済燃料プールの冷却につきましては1、3、4号に関しましては循環冷却を実施中です。2号機に関しましては午前中の会見で申し上げたとおり、現在、9時22分に一次系のポンプの出入り口の流量差が大きいということでシステムの方が止まっております。現場確認をした結果、漏えいは発生していないことを確認しておりますけども、まだ循環冷却は再開いたしておりません。プール水温の上昇としては一時間当たり約0.3℃と見ておりますので当面問題ないものというふうに考えております。それから、圧力容器への注水、原子炉圧力容器の温度、格納容器の圧力に関しましては記載の表のとおりです。それからその他の項目でございますが、まず上から二つ目は、こちらは午前中の会見でご説明させていただいた、本日から5号機の取水路の清掃作業を実施中でございます。17時を目途に作業の方が終わりましたら、原子炉それから使用済燃料プールの冷却を再開する予定です。それからもう1点は、その下のポツでございますが、14時28分頃に、免震重要棟前に設置しております連続ダストモニタの方から警報が発生いたしました。こちらは全面マスクの着用の省略を監視する目的で、この連続ダストモニタがございまして、こちらの方で警報が発生しましたので、14時38分に作業員への全面マスクの着用を指示しております。こちらは正門で

外したまま入ってくる人間に対しまして着用を指示いたしました。その後、調査と手動でダストを測定した結果、検出限界未満であることが確認できましたので、16時04分に全面マスクの着用の省略を再開いたしております。現在連続ダストモニタでなぜ警報が発生したのかについて調査を進めております。続きまして、取水口付近の海水の状況です。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について』11月27日の採取分でございます。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面から昨日の測定結果を記載させていただきました。経時変化を2枚目の裏面からグラフ化しておりますけれども、通常の変動範囲内というふうに考えております。高濃度汚染水が海洋中に漏出してないというふうに考えております。続きましてA4横の表の形式の資料でございます。集中廃棄物処理施設周辺のサブドレン水の核種分析の結果ですけれども、こちらは昨日の測定結果も通常の変動範囲内というふうに考えております。集中廃棄物処理施設に溜まっております高濃度汚染水が地下水中に漏出してないというふうに考えております。東京電力からは以上です。

○司会

次に、原子力安全・保安院から説明します。

○原子力安全・保安院

原子力安全・保安院の森山でございます。私からはこれまでいただいております宿題の中からSPEEDIについて1件ご説明を申し上げます。ご質問はSPEEDIについて4月22日の衆議院経済産業委員会で斑目委員長が、これを運用するために必要なデータというものを、保安院に細かい項目まで示して聞いているところだけでも、まだ回答がないという答弁をされていることに関しまして、現時点においても保安院から回答がない理由は何かといったご質問がございました。私が関係者に聞いた範囲でお答えいたしますと、3月16日以降、しばらくの間SPEEDIの運用が原子力安全委員会に委ねられていたということから、当時は福島第一の1号機のベント等による影響の評価を行うために原子力安全委員会に対して、SPEEDIの計算の依頼をしようとしたという経緯があるようでございます。この際、原子力安全委員会からSPEEDIの計算に必要なデータ、すなわち放出核種の量ですとか、放出時間などの提供を求められましたけれども、結局必要な情報が提供できなかったということがございます。この理由は必ずしもはっきりしないところがございますけれども、当時においても放出源情報が得られていなかったことが原因ではないかと思われれます。その後保安院におきましては、原子力安全委員会を介さずにベント等の評価にかかるSPEEDIの計算を実

施しておりますので、結果的に原子力安全委員会へのデータの提供がなされなかったものと考えられます。なお4月9日と10日に保安院が実施したベント等の影響の評価については、これもホームページにも掲載しておりますけども、実際の放出源情報ではなくて、単位放出量による影響評価を実施してございます。またもう一度 SPEEDI の件で先ほど伊藤審議官からもございましたように、保安院が試算をしておりますアウトプット、こちらに施設名が載っているかということがございましたけども、保安院による計算結果については、やはり同様施設名は載っておりませんでした。その他の私の方に何点か宿題をいただいておりますけど、また整理ができた段階でご報告させていただきます。保安院からは以上でございます。

○司会

これから質疑に入ります。前回同様、最初の質問の機会をできるだけ早く皆さんに一巡させるという観点から、一度にご質問いただく項目数を三つまでとするようお願いいたします。併せて質問自体もできるだけ簡潔をお願いいたします。一つの質問で余り長くなるようであれば改めて手を挙げていただくようお願いすることもありますので、趣旨ご理解のほどよろしくをお願いいたします。回答側も簡潔に分かりやすく回答していただきたいと思っております。質問の際には所属とお名前を名乗っていただくとともに、誰に対する質問であるかを明確にさせていただくようお願いいたします。それでは、質問のある方は挙手をお願いいたします。そちらの方。

＜質疑応答＞

○フジテレビ 生野

Q：フジテレビの生野と申しますが、東京電力の松本さんをお願いしたいんですけども、先ほど発表があった吉田所長の退任の件なんですけども、メッセージを拝見したんですけども、これはいつ頃そういう本人から申し出があったのか、その具体的な経緯を聞きたいのと、発電所をいつ去られたのか、現状発電所に12月1日付けだったら所長がいないことになると思うんですが、それで問題があるのかないのかということと、保安院としてはこういったのはいつ把握されて、現状どう把握されてるのかも伺わせてください。以上です。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが、本人から申し出があったのは、失礼いたしました。順番に申し上げますと、検診と言いますか、病気の診断結果を得たのは11月中旬でございます。本人からは11月21日に当社の社長に申し出がございました。それから入院したのは11月24日ござ

います。なお、発電所の方にいつまで勤務していたのかにつきましては、11月15日まででございます。11月14日まで発電所の方に勤務しておりまして、15日以降は職場を離れておりますけれども、部下でございますユニット所長、それから上司にあたります小森の方と適宜連絡を取りながら職責を果たしていたという状況でございます。以上です。

Q：このメッセージの中に「病気が見つかり」ってあるんですけど、これは病名はなんですか。「見つかる」とか見ると腫瘍とかがんとかをイメージするんですけど、あとそれとを踏まえた被ばくとの関係、あと主治医は何とおっしゃってるんですか。

A：（東電）いわゆる検診の結果発見されたものでございまして、プライバシーの観点から病名に関しましては申し上げることはできません。それから被ばく線量に関しましても個人情報でございますので申し上げることはできません。それからお医者様でございますけれども、こちらに関しましても本人のご病気のことでございますので、お医者様が誰とおっしゃってるかについてもコメントは差し控えさせていただきたいと思っております。

Q：被ばく線量が特別高いとか低いとかそういうのは把握されてるんですか、東京電力としては。

A：（東電）被ばく線量そのものは把握しております。当然1人1人の個人線量としては把握しておりますが、線量の値そのものにつきましては個人情報でございますのでお答えできません。

Q：病気と線量との因果関係はどう考えればいいんですか。

A：（東電）私どもとしては、まだお医者様の方からきちんとしたご説明等も伺っておりませんので、今のところはまだ聞いていないという状況でございます。

Q：あと本人はこういうのを公開して欲しくないと言ってるのか、それとも東京電力の判断で公開してないんですか。

A：（東電）本人、それからご家族の方からは入院して治療に専念したいというふうなご希望は伺っておりますけれども、病名の公表に関しましては会社の

判断でございます。

A：（保安院）保安院でございますが、保安院が吉田所長が体調不良により入院加療が必要になったので、12月1日付で交代されるというふうに伺ったのは本日の午後でございます。以上でございます。

Q：すいません、東京電力の松本さんに追加で、吉田所長が職務の最中に体調不良を訴えられたとか、若しくはつい最近になって体調不良を訴えられる、そういう報告はあったりするんですか。

A：（東電）いえ、そういったことは聞いておりませんが、本人が11月21日に入院加療が必要だということで、職場を長期離れる必要があるということで社長に申し出たという状況でございます。

Q：社長に直接こっちに来られて言ったんですか、それとも電話とかそういう。ちょっと詳細で申し訳ないんですけども。

A：（東電）それはちょっと確認しないと分かりませんが、直接社長に申し上げたというような状況でございます。

Q：あと検診とか社内の定期検診ですか、それとも吉田所長が個人的に掛かれた病院なんですか。

A：（東電）個人のプライバシーでございますので、その辺に関しましては答えできません。

○司会

質問のある方挙手をお願いいたします。奥の方の真ん中の列の方。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグの小嶋です。東電の方にお聞きしたいです。今の件なんですけど、吉田所長の件なんですけども、今の勤務体制という形で休みを取って、1日何時間ぐらい働いていたかということと、もう1点、今後の吉田所長がいなくなったことによって、事故処理の工程の影響は何かあるのか、後任等はどんな形になっているのか、もう一つ、先ほど検診という話がありましたけど、こういった検診は一般的にこの事故後に行われているもの、何か体調管

理として東電さんが行っている健康診断みたいなことが定期的に行われているのかどうか、その状況について教えてください。以上です。

A : (東電) まず事故の影響でございますけれども、こちらに関しましては 12 月 1 日付で原子力運営管理部長の高橋という者が後任という形で赴任いたしますので、今後の事故の収束に対しましても、基本的には問題ないというふうに思っております。高橋自身も福島第一に勤めた経験もございますので、そういった経験を生かしながら作業にあたりたいというふうに考えております。それから健康診断でございますけれども、こちらは社内の健康診断も受検しておりますが、今回、検診を受けたこと自身がプライベートで行ったのか、あるいはどうなのかについてはちょっと確認させていただきます。

Q : ごめんなさい、勤務体制について。

A : (東電) 勤務体制は、ちょっと所長の勤務体制は確認させていただきます。

Q : 今の件についてなんですけど、後任の方は 12 月 1 日ということで、この間の期間の方はこういった体制になるのかということをお願いします。

A : (東電) 所長自身は現在入院中でございますが、部下でございますユニット所長もおりますし、上司で安定化センターの所長で小森がおりますので、こちらの方が指揮を取るようになります。

Q : 了解です。ありがとうございます。ごめんなさい、この検診に関してなんですけど、東電の社員に対して、今福島第一で働いている方に定期的にこの検診などがどのような体制で行われているのかということをお教えてください。

A : (東電) 放射線作業従事者でありますと、半年に 1 回の健康診断がございますし、非従事者であれば年に 1 回の健康診断を受けております。

Q : 特にこの事故に関してそういう検査が増えたりとか検診が行われたりとかいうことがないということですかね。

A : (東電) いえ、いわゆる厚生労働省さんからのご指示もございまして、100mSv を超えた者に関しましては毎月の健康診断を行っております。

Q：これに関しては100mSvに関しては吉田所長は受けておられるんですか。

A：（東電）吉田の被ばく線量に関しましてはプライバシーの観点から申し上げることはできません。

Q：じゃあその健康診断を受けてるかどうかとも言えないということで。

A：（東電）はい、そうです。

Q：了解です。ありがとうございます。

○司会

質問のある方は挙手をお願いします。それでは前の方。

○TBS テレビ 大鶴

Q：TBS テレビ大鶴と申します。松本さんに伺いたいんですが、先ほど吉田所長の件聞いてないというお話でしたが、福島側の説明では因果関係はないという医師からの説明があったというような説明があったんですが、どちらなのか確認させてください。あともう1点、話変わりますが今日東証の適時開示で、KDDI株売却というものが出てましたが、この辺の経緯についても改めて教えてください。

A：（東電）お医者様のお話は、こちらに関しましてはまだ確定した情報としては受け取っておりません。いわゆる因果関係はないだろうというようなお話は聞いておりますけれども、まだ確定している状況ではございませんので、私のお話としてはまだ聞いてないというふうに申し上げたところです。それからKDDIでございますが、こちらに関しましては、東証の方で開示しておりますけれども、当社所有の全株式を本日売却手続きに入っております。こちらに関しましては、当面の事業運営それから合理化方針でお示しさせていただいたとおり、経営合理化方策の一環として資産の売却を進めているということでございます。よろしいでしょうか。

○司会

質問のある方挙手をお願いします。質問のある方。こちらの列の後ろの方の方。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども。すいません、ちょっと先ほど入院までの経緯を聞きそびれてしまったんですけれども、もう一度確認できますでしょうか。10月中旬に診断結果が出てその後の状況をちょっともう一度お願いできますでしょうか。

A：（東電）11月中旬に検診の結果が出まして、本人は11月14日まで勤務をいたしております。その後入院は11月24日に行っております。それから本人の方から21日に入院が必要になったということから、社長の方に連絡をしたという状況でございます。

Q：分かりました。いろいろプライバシーということなんですけれども、実際にその線量の関係等と因果関係を含めて、因果関係があるかないかというのは後の判断になると思うんですが、どの程度の線量を受けていてどういう状況だったというのが発表されないと、作業員の方への不安の増幅になると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

A：（東電）こちらは、個人のプライバシーに関することなのでお答えすることはできません。

Q：ただ、先ほどのお話だと吉田所長本人からの要請ではなくて、東京電力としての会社の判断で出さないという話なので、会社の判断でその個人のプライバシーをうんぬんするというのはちょっといかがなものかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

A：（東電）これまでも個人の情報に関する個人が特定される形での、被ばく線量それから病名等についてはお答えしておりませんので、その方針に変更はございません。

Q：吉田所長の確認が取れれば公表されるということですね。

A：（東電）本人自ら公表するような場合は当然それで構わないと思いますけれども、私どもの方から公表することはございません。

Q：分かりました。先ほど社長に伝えたというのは、これは後ほど社長にこちらに直接来て伝えたのか、それとも電話等で伝えたのかというのはご確認い

ただけるんでしょうか。

A：（東電）ちょっと確認はしてみますけれども、事実としては 21 日に社長に連絡をしたということになります。

Q：分かりました。あとすいません、私この統合会見から来た者で見てなかったんですが、そのメッセージというのは、全文はどういったものかというのはどこかに出ているんでしょうかね。

A：（東電）下の 101 のところに置いてあると思いますけれども、ご所望であれば入り口のところに用意しておきます。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

質問のある方挙手をお願いいたします。奥の列のそちらの方。

○時事通信 松田

Q：時事通信松田と申します。森山さんにお伺いしたいんですが、先ほど要するに、本日午後伺ったというお話ですが、現場に保安院の職員の方はいらっしゃると思うんですけども、その間吉田所長さんの動静と言いますか、それが分からなかったということなんでしょうか。

A：（保安院）少なくとも現場には検査官がおりますので、吉田所長がおられるかどうかというか、ある程度は把握していると思いますけども、少なくとも保安院として東京電力から正式にお伺いしたのは、本日の午後だと、もちろん全く誰もどの程度情報を入手したかというところまでは、分かりませんが、本日午後私も含めて保安院は正式に東京電力からお話を伺ったということでございます。

Q：分かりました。あともう 1 点、これまで発生以来ずっと指揮を執ってこられた吉田所長さんがいなくなるということで、これは事故収束に対してどのような影響を与えるかというのは、どういうふうに見ていらっしゃいますでしょうか。

A：（保安院）保安院ですか、いずれにしましても今回の人事によりまして、福

島第一原子力発電所の事故収束に影響がないように、保安院といたしましてもしっかりと注視してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

Q：ありがとうございました。

○司会

質問のある方挙手をお願いします。こちらの列の一番後ろの方。

○NPJ 日隅

Q：NPJの日隅ですけども、吉田所長の件なんですけども、ビデオ会議みたいなのを連日されてたんじゃないかなというふうに前聞いてたと思うんですが、そのビデオ会議の席に吉田所長がずっと欠席されていれば、すぐに保安院も分かったと思うんですけど、それは正式に東電から情報を受けたのは今日であるが、吉田所長が休んでて体調に問題があるということは、11月の中旬頃から分かってましたというのが正確なご回答になるのでしょうか。

A：（保安院）保安院でございますけども、吉田所長が体調不良で入院が必要な状況になられたということは、本日東京電力から連絡を受けました。以上でございます。

Q：毎日テレビ回線を使った会議等してるんじゃないかなって思ってた。そういうのはしてないんでしたっけ。

A：（保安院）そういったテレビ会議のようなものはございますけども、これまでも吉田所長も定期的に休みを取られておられますので、必ずしも毎日おられるわけではないということでございます。

Q：2週間以上、今日ですけど、少なくとも1週間以上はずっと出られなければ、その段階でどうなったんですかって普通聞くとするんですけど聞けなかったということですか。

A：（保安院）現場レベルまでを含めてどこまで聞いたかは承知しておりませんが、少なくともこの保安院の方から何か聞いたというふうには承知しておりません。

Q：いや、保安院からじゃなくても例えば会議の中にいる他の方ですよね。東電以外の方から、なんで吉田さんはずっと休んでるんですかみたいな、そういうことさえ出ないんですか、その会議では。そういうことさえできないような雰囲気会議なんですか。そういう会話さえできない。

A：（保安院）保安院でございますけど、全体会議といいますのはそのプラントの状況について、発電所あるいは安定化センターから報告がなされますので、そういったファクト、事実関係をしっかりと確認しながら対応を取っていくということでございます。

Q：すいません、会議に出ているメンバーというのはどなたですか。

A：（保安院）保安院からですか。

Q：いやいや、全員です。

A：（保安院）それは東京電力の方からお答えいただきたいと思います。

Q：じゃあお願いします。松本さんの方からお願いします。

A：（東電）東京電力では基本的に発電所側ですと所長若しくはユニット所長、会議等で外していればどちらかが会議あるいは休暇等で抜けるようでしたらどちらかが出ているようなケースになります。その他各班、いわゆる作業にあたっている各班がございまして、その代表者が発電所側であります。

Q：政府側からは。政府側からも含めて多分今松本さんに回答してくださいという趣旨だったと思うんですけども。

A：（東電）政府側はもちろん保安院さんがいらっしゃいます。

Q：保安院だけですか。

A：（東電）あとは欠席されることもございますが、政務官それから細野大臣がお見えになることもございます。

Q：政務官、細野大臣が欠席した場合それに代わる事務の方というのは出席さ

れないんですか。

A：（東電）ちょっと確認させてください。

Q：あと、これは毎日いつとかって決まってるんですか。定例で。

A：（東電）はい、毎日18時ということで決まっております。

Q：ありがとうございます。

○司会

質問のある方挙手をお願いします。こちらの後ろの方の。

○NHK 花田

Q：NHKの花田と申しますが。東京電力の松本さんに伺わせてください。同じく吉田所長の関係なんですけど、ずっと震災以来陣頭指揮を執られてたということだと思んですけど、病名は言えないということなんですけど、その病気になるような兆候とかそういったのは出てなかったのかというのをちょっと1点伺わせてください。あともう1点は勤務経験のある高橋さんに代わられるということなんですけど、かなり現場の方、この冷温停止に向けた士気という面で、やる気という面で影響が出ないのか、またそういった対策とか取られていくのかというのをあつたら伺わせてください。

A：（東電）兆候に関しましては、これまで私どもも定例会議、それからお会いしたことはそんなことは見られなかったというふうに思っております。それから新しく所長になる高橋でございますけれども、こちら第一原子力発電所の勤務経験もございますし、能力的にも問題ないというふうに思っております。特に高橋そのものも本店で今回の事故対応にあたっておりますので、そういう意味ではこれまでどういったことが行われていたかについても熟知した上で第一で指揮を執るものというふうに考えております。基本的には吉田がこれまで事故対応にあたってきて現場を去ることになるわけですから、社員にとってみればショックは大きいと思いますけれども、そういう意味では引き続き事故対応に全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

Q：ありがとうございます。

○司会

質問のある方挙手のお願いします。本日二度目の方も含めてお受けします。
それでは真ん中の列の一番後ろの方、その後こちらの左の列の後ろの方の方。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q：NPJと吉本興業のおしどりと言います。よろしくをお願いします。本日記られました、この川内村の住民説明会、放射線に関する基礎知識については、どなたもご説明されなかったの、これは園田政務官がご用意された資料ということでしょうか。これは被災者生活支援チームなり。

A：（保安院）保安院でございますが、これは園田政務官の方で準備された資料でございます。

Q：ありがとうございます。では園田政務官はまだ来られておりませんが、この資料が結構疑問がありますので妥当かどうかICRPにお詳しい安全委員会にお聞きしたいと思います。まず1ページ目の放射線、放射能、放射性物質という欄で、放射線は体に残りません、移りませんとありますが、放射性物質は体に残ったり移ったりしますので、この表記で妥当なんでしょうか。安全委員会の見解を教えてください。そして次の3ページ目の、もともと私たちは放射線や放射能に取り囲まれて生活してきましたという欄ですが、ここにカリウムが3,000Bq程度もともと体重50kgの人には含まれておりますという記載がありますが、恐らくカリウム40の内部被ばくについてのことだと思われれますが、これは全身の実効線量と、ヨウ素などの内部被ばくで甲状腺等価線量と比較しますと、ヨウ素は甲状腺に溜まりやすいので、3,000Bq以下でも十分危険がありますので、こういう記載は妥当かどうかよろしく願いいたします。そして次の次のページ、放射線の人体への影響、そして次の胎児への影響と妊娠時期、放射線への人体の影響など、100mSvではないと全く影響がないということが何度も何度も記載されていますが、これは直線しきい値なしモデルのLNTモデルと鑑みまして、なかなかずっと常に安全委員会がご説明されておられます見解と整合性が取れないと思うんですけれども、そしてこの胎児への影響についてですが、ICRPのパブリケーション90そして103の2007年勧告では、至急な医療被ばくに関する最大の奨励対象研究では、全てのタイプの小児がんが増加する証拠を提供したと記載がありますので、これに記載されてるとおり、発達異常、精神遅滞などは100mSv以上という記載にはなっておりますが、小児がんへの胎児被ばくについては、ICRPでは一切

記載がありませんが、この記載で妥当でしょうか。見解をどうぞよろしくお願ひします。

A：(原安委) すいません、この資料は今見たばかりですのでお答えは全て控えさせていただきたいですし、そもそもどういう意図でこういったプレゼンテーションの形を取られているのか、それはむしろ作成したところにまずお尋ねいただくのがよろしいかと思ひます。

Q：分かりました。放医研ということですか。

A：(原安委) すいません、私そこもよく分からない。少なくともこれを見る限りでは作ったのは放医研だというふうに見受けられます。

Q：分かりました。ありがとうございます。安全委員会は助言機関だと思ひておりましたので、この資料が住民の説明会で説明されている資料として、いつも安全委員会がこちらの統合会見でご説明されてることと異なる点があると思ひましたので、そのことの評価についてもお答えいただけませんかでしょうか。

A：(原安委) そこについてはまだ今見たばかりですので、しかも作成の意図それからこのプレゼンの意図も伺ってませんので、そういった状況でお答えするのは不適切だと私は思ひます。

Q：ありがとうございます。では、会見中に後ほどお伺ひしてもよろしいでしょうか？

A：(原安委) いや、会見中に分かるとかそういうものじゃないと思ひます。これはやはりまず作った人がどういう意図でこの素材を使い、こういう言い方をしているのか、そこの説明をきちんとしていただくことが、まず先だと思ひます。それを伺わずに我々が見解を述べるというのは、これまたもっと不適切だと思ひます。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

次の方どうぞ。そちらのその後ろの方。先ほど指したこの列の 1 番後ろの方です。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども。東京電力の松本さんに、すいません、先ほどの吉田所長の件なんです。ごめんなさい、松本さんじゃないですね、森山さんに吉田所長の件で。これはその間、1 週間以上テレビ会議欠席の間ですね、全く動向尋ねなかったということなんです、責任者が理由なしに 1 週間以上不在という状況というのはこれまでもあったんでしょうか。

A：（保安院）保安院でございますけれども、どれくらい不在だったかは承知しませんけれども、これまでも代理の方が出席されていることは多々ありました。

Q：1 週間理由不明で不在ということも多々あったんでしょうか。入院したの 24 日でしかけれども、体調不良で抜けたの、その以前ですよ。

A：（保安院）保安院でございますけれども。どれくらい、最長と言いますか、これまで何日くらいご不在だったかということは承知しておりません。

Q：承知してないのは、今分かりましたが、承知していないということによろしいんでしょうか。非常に疑問なんですけれども、吉田所長現場の最高責任者ですよ。戦争で言えば大將がいらないようなものなんですけれども、そういう状況が度々テレビ会議であって、理由も分からないというのが全く理解ができないんですけれども、そういうことは過去にもあったんでしょうか。もう一度尋ねますけれども。

A：（保安院）当然、吉田所長も休暇を取られたりしておられますので、ご不在のことがあったことは私も承知しております。それから、事故収束につきましては、先ほども話がございましたように、現在地元には安定化センターというものもあって、その中で体制をとってやっておりますので、保安院が見ておりますのは、日々の業務に問題がないかどうかという対応ですね、そういうことを見ているということでございます。当然、代理の方が対応を取られることは、当然あり得るわけです。それは保安規定にもそう書かれておりますので、それ自体は問題ないと思います。

Q：いや、私が聞いているのは不在にしていることではなくて、不在の理由を全く承知していない状態で責任者がいないのがどういうことかという、ちょっとお伺いしているんですけれども。長期的な休暇で不在にすることは当然あると思うんですが、今病気療養を今日聞いたということは、これまで保安院として1週間以上、2週間近くですね、吉田所長がいないことに関して理由全く承知していなかったわけですね。そういうことになると思うんですけれども。そういう状況が過去にも度々あったのかどうかというのをお伺いしているんですけれども。

A：（保安院）度々と言いますか、過去にもご不在のことはですね。

Q：いや、不在はそうなんですけれども、理由不明で不在だということが度々あったのかという。

A：（保安院）毎回ですね、今日はどうしておられないのかという理由は確認しておりません。

Q：2週間もですか。要するに2週間いなくても確認しない状況なんですか。そういう会議なんですかね、その会議は。テレビ会議というのは。

A：（保安院）その会議は、先ほども申しあげましたように、発電所の状況を確認していくということですので、当然発電所の方からも話がありますし、安定化センターからも話がありますし、本店からも話がありますし、そういった内容を把握していくのが趣旨、意図ですから、そこにおられるかということが、必ずしもテーマとは考えておりません。

Q：東京電力松本さんに、今の件でお伺いをしたいんですが。テレビ会議にはですね、当然保安院の方も出席しておられて、ここの2階の統合本部には保安院のリエゾンの方もいらっしゃると思うんですが、なぜ2週間伝えなかったんでしょうか。

A：（東電）こちらはいわゆるプラントの状況、それから必要な協議をするものがございますので、吉田が休んでいることに関しましては、休んでいるということは、いないことで分かりますけれども、その理由までをお伝えする必要はなかったというふうに考えております。特に吉田は不在でございましたけれども、適宜携帯電話等で連絡は取れる状況でございましたので、そうい

う意味では大きな支障はなかったというふうに考えております。

Q：プラント状況、必要なことを伝える会議だというのは分かるんですが、責任者がそういう体調不良でいないということは、非常に重要なことだと僕には思えるんですが、東京電力としてはそれほどでもないのでしょうかね、伝えるべきことではない感じなんですか。

A：（東電）当然、体調不良で休んでいる場合も、いわゆる休暇で休んでいる場合でも連絡が取れれば基本的には問題はないものというふうに思っております。したがって、所長の判断が必要ということであれば、携帯電話等で連絡が取れますし、不在の場合ではその上司にあたります小森が意思決定をすればよいものでございますので、そういう意味では基本的な業務の遂行上は十分ではなかったかというふうに思っています。

Q：そうすると、保安院に伝えたのは今日ということによろしいでしょうか。

A：（東電）はい、そうです。

Q：その間、政府側にも全くその情報というのは伝えてなかったということでしょうかね。統合本部の方には先ほども言ったように、時々政務官、細野大臣、あるいは事務方の方も出席されていると思うんですけども、そういった政府側にも全くそういった情報は伝えていなかったということなんでしょうか。

A：（東電）どういった伝え方をしているかについては、ちょっと確認をさせていただきます。

Q：東京電力としては、吉田所長の位置づけというのはどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうかね。

A：（東電）発電所長でございますので、福島第一のいわゆる全体の責任者でございます。

Q：全体の責任者が体調不良で、しかも今回の被ばくと、あるいは関係は疑われるかもしれないと状況も把握していないと思うんですが、そういう状況で不在に、体調不良で抜けるという状況というのは、東京電力としてはどうい

うふうに捉えていらっしゃるんでしょう。

A：（東電）組織で仕事をしておりますので、当然不在の場合の意思決定の仕方等も決めております。したがって、先週入院いたしましたけれども、基本的な業務の遂行上は問題なかったものというふうに考えております。

Q：今でも保安院あるいは政府側には今日伝えたことに関しては、特に遅れと
いうのではないという判断ですか。

A：（東電）はい。私どもとしては問題ないというふうに思っております。

Q：分かりました。

○司会

質問のある方。そちらの前の方。

○朝日新聞 佐々木

Q：朝日新聞佐々木です。吉田所長の件ですけれども、保安院として、人事の決定は今日だと思えるんですけれども、入院についての報告が今日になったということ自体についてですね、保安院として遅いとか、遺憾とか、そういうようなことはあるのでしょうかというのが一つ。それから、東京電力に対してはですね、取締役会での判断だと思えるんですけれども、これは要するに一時的な休養という形ではなくて、人事発令するという判断した理由ですね、入院が長期化する可能性があるとかですね、短時間であればまた復帰ということもありえたと思えるんですけれども、その辺りの判断の理由を教えてくださいたいと思います。後これは半分要望なんですけれども、もちろんご本人のお体のことが大事ではありますが、退院されるなりした時には、しかるべきタイミングで改めて会見なりをしていただきたいと思います。先日、現場公開に際して多少ぶら下がり的な取材がありましたけれども、あれで十分だとは思っておりませんので。また、このメッセージというのが、所員の方向けへのメッセージというのが配られていますけれども、実際の事故の被害者であるとか、国民に対してのメッセージというのではないのでしょうかという点についてもお尋ねできればと思います。以上です。

A：（保安院）保安院でございますけれども、先ほど松本さんの方から 24 日に入院されたというお話がございましたが、保安院といたしましては、この福

島第一につきましては安定化センター、福島第一発電所も安定化センターの下に今組織上はございますけれども、安定化センターの下で適切に業務が、事故収束に向けての対応がなされているかどうかという観点から見ておりますので、所長がおられない際にはその代理の方、あるいは更にその全体を統括されておられます安定化センターの所長がしっかり対応されているかどうかという観点から見ておまして、今回の件が必ずしも連絡が遅いといったふうには受け止めておりません。以上でございます。

A：（東電）東京電力でございますが、今回体調不良によりまして、入院加療が必要になったということでございましたので、いわゆる先ほどの何人かのご質問にあったとおり、空白期間ができるのも、長期不在というのも避けたいというふうに思いましたので、本日人事異動を決定し12月1日付けで運営管理部長でございました高橋を第一の所長にするというような決定をしたものでございます。それからご要望、吉田に対するインタビュー、会見に関しましては、ご要望があるのは以前から、私どもも、承知しておりますので退院後、体力等が問題なければ、そういった形では応じたいというふうに思っております。それから、本日は、所長自身も気にかけておりましたので所員へのメッセージという形で用意しておりましたが、被災者の方々、それから広く社会の皆さまへの吉田からのメッセージに関しましては、申し訳ございませんが、用意してございません。

Q：ちょっと確認ですけれども、11月21日に社長に申し出たというのは、入院する状況になったということなのか、辞めさせていただきたいということだったのか、そこはいかがでしょうか。

A：（東電）はい、体調不良で入院することになったということを申し上げたこととでございますが、その際に、自分の職責を果たすかについては社長と多分ご相談はしたというふうに思っております。

Q：具体的には把握してないってこと。

A：（東電）はい、ちょっと把握しておりません。

○司会

質問のある方挙手お願いします。えーと、一番奥の列の後ろの方の方、それからこちらの左の方の奥の一番後ろの方、どうぞ。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願いします。回答する記者団の佐藤です。東京電力に質問よろしく申し上げます。福一のライブカメラに関する事なんですけれど、最近、カラスがかなり映る、多く映るようになりました。福一の構内にカラスの餌となるような何かというのが、あるのかどうかお聞かせいただけませんかでしょうか。

A：（東電）はい、昔からカラスは生息しておりますが、発電所内に餌があるのか、住処にしているのかは把握しておりません。

Q：これ何かこう生ゴミが散らかっているですとか、ゴミが散乱している、あるいは動物の死体が周辺にあるというようなことだと、作業員の衛生環境にも関わってくるかと思うんですが、その辺り何らかの確認というのはされないんでしょうか。

A：（東電）いわゆる私どもが所員それから作業員の方が使ったゴミ類に関しましては、ビニール袋に入れて、いわゆる建屋の倉庫の中で保管をしておりますので、何か散乱している状況はございません。

Q：福一、構内周辺の方はどうなんでしょうか。震災発生後しばらくして、動物がどうしてるっていうような報道もありましたけれども、それが死んで、死骸になってカラスの餌になってるとか、そういったような状況、周辺の状況まで把握はされているんでしょうか。

A：（東電）構内に関しましては、特段そういった動物の死骸があるっていうようなことの報告は受けておりませんが、構外に関しましては、ちょっと分からない状況でございます。

Q：えっと分かりました。保安院の方でそういった、発電所構外の周辺の状況というのは、何らか把握、ありますでしょうか。

A：（保安院）あの、保安院でございますけども、特に発電所構外については把握しておりません。

Q：園田さん、いらっしゃったばかりで大変恐縮なんですけれども、えーと発電所の周辺、構内ではなく発電所外の周辺の状況というのを、どなた、把握されている政府内の部署、あるいは省庁というのは何かありますでしょうか。えーと質問の内容といいますと、えー福一のライブカメラにカラスが多く映ってくるようになりまして、何らかの餌があるのではないかというふうに考えています。その餌というのが例えば、発電所構内にあるごみですとか、あの一、その他、果物か何か分かりませんが、餌になるようなものじゃないか、で一東京電力の話ですと、そういったごみといったものはしっかり管理している、そうしますと発電所外の近い辺りで、例えば、動物の死体が散乱しているとか、そういったような状況があるのではないかと思うんですが、その辺り、発電所外を確認できる、政府の担当部署というのがあるかどうか。

A：（園田政務官）はい、すいません。ちょっと今公務で遅れましたので大変失礼しました。発電所外となりますと恐らく20キロ圏内との管理という点になるかというふうに思います。ま、そういった意味では、今、警察の方ですね、特別警戒をやっているというふうに聞いておりますので、恐らくそういった発電所外、そして20キロ圏内、警戒区域内でございまして、その管理をしている、管理といいますか、警戒にあつたっている状況が、分かっているということであるならば、恐らく警察が一番、地元ですね、警察が一番分かっているのではないかと、警戒にあつたっている警察が把握しているのではないかとこのふうには思います。

Q：分かりました。それと、このカラス、ですけれど、調査、取材と、カラスの取材ということで20キロ圏内入らしてもらえないでしょうか。

A：（園田政務官）それについては、申し訳ございません、20キロ圏内の、ま、言わば、立ち入りに関しましては、先般もお伝えさせていただいておりますけれども、当事者の方か、あるいは公益立ち入りの判断をする当該の市町村長が、その判断をするという形でございまして、その点に関して私からコメントっていうものはちょっと難しいのではないかとこのふうには思います。

Q：はい、分かりました。ありがとうございます。

○司会

それでは、次の方どうぞ。

○NPJ 日隅

Q：すみません、先ほどちょっと聞き忘れたんですけど、あの一、テレビ会議の保安院からの参加者っていうのはこれは誰なんですか。

A：（保安院）保安院でございますけど、必ずしも毎回出ているわけではございませんが、あの保安院の首席統括安全審査官、今、山本とっておりますけど、中心になって出ております。出られない場合は、他のものが代理で出ております。以上でございます。

Q：野口さん。

A：（保安院）いえ、山本です。

Q：交代して

A：（保安院）はい、交代しております。

Q：じゃあ、ごめんなさい。あと二つ。ひとつは、えーと、その関係なんですけれども、今言われた、首席統括安全審査官の関係なんですけど、経済産業省の防災業務マニュアルによると広報官というのは、その、首席統括安全審査官が行うということになってるようなんですけども、ずーと広報を担当されなかったのは何か理由があるんでしょうか。それから、事務代行は審議官のうちの安全基盤担当の、これは中村さんであって、えー、同じ要員でサイクル担当これは根井さんであって、この方々は順番に広報担当されていて、どんどん姿を消していったんですけども、そういうふうにマニュアルにきちんと書いてあるにもかかわらず、首席統括安全審査官が担当せず、事務代行の第一代行であるおふたりが消えて、えー西山審議官が出てきたっていうのはちょっとよく分からないんですけど、西山審議官は担当は何だったんですか。その辺のことも含めて、ちょっとご説明いただきたいというのが一つと、もう一つは、えーとすみません、これ確認なんですけども、保安院がされた、SPEEDI の関係の発表された資料で、現在時刻っていうふうに、こう、書いてある部分っていうのは、これは、その、入力したそのデータを出すために、計算を始めた、あるいは出力した時刻ということでもいいんでしょうか。そうだとすると、一番早いのは11日の、3月11日の、14時、14時53分ということになってこれは恐らく津波到達前かな、ということになると思うんですが3月11日の2時53分。それはそれでよろしいんでしょうかというその3点です。

というか2点ですね。

A：（保安院） すいません。現在時刻に対しては確認させてください。それから広報官の件ですが野口も数回行っております。それからこれはこれまでの何度か申し上げましたけれども、その日によって待機するものが違っているということが一つ。それから今回につきましては、かなりの事故の進展ということで、その時その時で体勢を整えながら広報も実施していたということでございまして、中村につきましては、元々海外を担当している、基盤担当ではございますけれども、海外も担当しているということで海外を中心に業務を行っておりますし、根井はサイクル担当ではございますけれども、総括、保安院の総括を見ている審議官ということでございましたので、官邸に院長なり次長がいくということが多ございましたので、全体の調整ということを行っておったということでございます。それから西山は大臣官房審議官ということでございましたので今回といいますか、保安院に兼務する形で、以前にも保安院にも属しておりましたので、この広報というものを任せられたのではないかと思います。以上でございます。

Q：西山さんわざわざ外から来たわけだから、西山さんこそ他にやるべき業務があったわけで中村さんとか根井さんが他の業務があるからできないというのとレベルが違うような気がするんですけども。しかも根井さんは最初に出てこられた時には、しばらく私がやりますみたいなことを言われてたんですよね。まあいいんですけど。結局西山審議官の担当はどのような担当だったんですか。

A：（保安院） 西山は国際を担当しておりました。大臣官房審議官として、その保安院に兼務をする形でこの広報を担当したということでございます。

Q：兼務を担当するときの審議官の担当は何担当ということになってたんですか。

A：（保安院） 保安院のですか。

Q：はい。

A：（保安院） 大臣官房審議官です。

Q：担当とかそういうのはないんですか。

A：（保安院）大臣官房審議官のまま保安院を兼務している、併任しているというのでございます。

Q：分かりました。じゃあ現在情報の件は時間内にできればご回答いただきたいと思います。すぐ分かることだと思いますのでよろしくおねがいします。

○司会

政務官から発言がございませぬ。

＜政務官発言＞

○園田政務官

はい。すいませんちょっと遅れてまいりまして失礼いたしました。まず私から2点、今日皆さま方の手元にお配りをさせていただいております川内村の住民説明会に使用をさせていただいた資料を添付をさせていただいております。これ放医研の方の資料ということで、この方からも確認をさせていただきまして公表をさせていただく手はずが整ったということでございませぬ。これ他の住民説明会の時でもこういった資料を使わせていただいているということでございませぬので、今日はそれを従前から皆さま方の中でこの住民説明会に使っている資料、それを公表するようにお示しをするようということでございませぬので今日お示しをさせていただきました。後ほどまたご質問があれば今日は支援チームも来ておりますので皆さま方のご質問にはお答えをさせていただくつもりでございませぬ。なおこれからもこういった資料を使いながら住民の皆さま方にはきめ細やかにご説明を今後ともしていくということで今取り組みをさせていただいているところでございませぬ。それから後以前小嶋さまから川俣町における除染についてのご質問をいただいたところでございませぬ。山林除染と県との連携についてということでご質問をいただきまして、これ現在ご案内のとおり今国がJAEAに対しまして委託をさせていただきまして除染の技術実証試験事業を現在進めているところでございませぬ。先般その技術提案の募集をさせていただきましてところ、多数の方からご応募いただきましてその内25件を採択を選定をさせていただきました。今これの準備に入っているところでございませぬ。ご質問の川俣町における山林の除染は福島県林業研究センター、繰り返しますけれども、福島県林業研究センターからの提案がございまして採択をされました森林の放射線量低減技術の開発に関する実証事業、これに当たるものではないかというふうに思っております。なおこの選定いたしました25

件は実施者と詳細な実施計画、そして内容等についての確認を行っているところでございます。その確認が取れましたところから順次実証実験を行っていくという手はずになってまいります。今後ともこういった除染作業が効率的に推進されるというところをしっかりと私どもとしても後押しをしていく所存でございます。なお警戒区域と計画的避難区域等で行う除染のモデル実証事業、これとは山林を含む様々な対象を含む地域についての除染を進めさせていただいておるところでございます。現在県そして当該の市町村と細かい手続きに入っているということで聞いておるところでございます。こういった県や、県に対しては既にこれから三次補正が通りましたので本格的な除染という形の予算はそこに入っているわけでございますけれども国として先行して行うこの実証実験というのが今進みつつあるというところでございます。今後ともしっかり私どもとしてはこの実証実験を踏ませて来年には各地域において除染が進められることを私どもとしても強力に進めていきたいというふうに考えております。

それから後、日隔様からご指摘をいただいておりますマニュアルでございますけれども、現段階で幾つか出てまいりました。今紙ベースでこの名前を公表できるようにということで準備をすすめていただいているところでございますので、もうしばらくお待ちをいただきたいと存じます。主だったところだけ申し上げさせていただきますと、まず先般もこれ申し上げましたけれども原子力災害危機管理関係省庁会議で決められたこれは政府全体横串の政府全体のものがございますけれども原子力災害対策マニュアルでございます。その内閣府でいきますと内閣府原子力災害発生時対応要領、これが内閣府でございます。それから安全委員会につきましては安全委員会から既に発表させていただいておりますけれども緊急技術助言組織等緊急時対応マニュアル、それから文部科学省におきましては原子力事故災害時対応マニュアル、そして農林水産省におきましては農林水産省原子力災害緊急対応マニュアルという形で各省ございます。また例えば農水省でありましたら各出先機関がございますのでそれごとも例えば、東北農政局の防災業務実施要領でありますとかあるいは地域のセンターの防災業務計画等と出先間の中でもそういったものはございます。当然オフサイトセンターについてはこれは経済産業省、保安院のもとでございますのでそれにのっとり各オフサイトセンターの運営要領という形のものがございます。これを一覧表にしたものを用意でき次第公表させていただくつもりでございます。私からは以上でございます。遅れまして大変失礼いたしました。

○司会

質問のある方。では前のこちらの方、それから奥の列の真ん中の方。それから真ん中の列の一番後ろの方。

<質疑応答継続>

○読売新聞 三井

Q：読売新聞の三井と申しますが園田政務官にお伺いたいんですが、吉田所長が病氣療養のために退任されるということですのでけれども事故収束に向けた影響等どのように捉えてらっしゃるのかというのを伺えますでしょうか。

A：（園田政務官）はい。吉田所長が退任されたという事は、私も今日の午後知ったところでございますけれども。これまでですね、吉田所長には事故発災以来、本当に現場で大変なご苦勞をされたという事で、本当に私からも感謝を申し上げたいというふうに思っておるところでございます。したがって、病氣療養という事でございますので、一刻も早い治療からのご回復をですね、願うものでございます。事故収束の全般の観点から申し上げますと、既に後任の方が決まっていられるという事で、安定化センター全体でですね、この部分を今担っていただいていると、現場でですね、担っていただいているという部分については、事故収束について影響というものはないものだというふうに考えておるところでございます。今後共、東京電力、そして私も政府が全力を上げて、この事故収束に向けた取り組みというものを、全力を尽くして頑張ってもらいたいというふうに考えておるところでございます。

Q：事故発生以来、現場で強いリーダーシップを発揮されて陣頭指揮を執ってこられた事で、そういう意味における影響等は、それもどのような対策で穴を埋めていくといたしますか、今後吉田所長が抜けた後、どう対応してとかそういった方策は何か、考えてらっしゃるのでしょうか。

A：（園田政務官）はい。そういう意味ではですね、ご指摘のように私も定例会議を通じてですね、吉田所長とは様々な形で意見交換をさせていただいてまいりました。大変強いリーダーシップとそれから責任感・使命感というものは、強いものであったというふうに受け止めておったところでございます。そういう吉田所長の強い思いをですね、私も細野大臣と共に現場に入らせていただきまして、意見交換をさせていただきましたけれども、大変現場の士気がですね吉田所長によって、しっかりと保たれているなという印象はうけた次第でございます。また、その吉田所長のその強い使命感とリーダーシップというものが、現場の中に行き届いているという点からすれば、しっかりと後任の方もですね、その吉田所長のリーダーシップを引き継いでいただきたいというふうに思っておりますし、していただけるものではないかなと、

いうふうに期待をいたしているところでございます。

Q：分かりました。松本さんにお伺いしていたんですけど。先ほど吉田所長の病気と被ばく線量について確定した情報は得てないという事でしたけども。現時点では因果関係はないと見られるという事でよろしいのでしょうか。

A：（東電）はい。具体的な因果関係は無いものというふうに聞いておりますけれども。いわゆる、まだ確定しているような状況でもございませんので、そのようにご説明さしていただいたものです。

Q：具体的な因果関係は無いと見られるけれども。

A：（東電）はい。

Q：最終確定ではないということ。

A：（東電）はい、そうです。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

次の方どうぞ。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグ小嶋です。よろしく申し上げます。園田政務官に、先ほどご回答いただいた件に関してなんですけれども。福島の実証実験センターの除染実証実験なんですけど、これがなにか先ほど言われていた25件に含まれたものであるのかという事と、この25件っていうのが実施してから、この研究成果を上げるのか。それともこれ25件という選別をしてから、こういう実証実験実施する流れなのかっていう事について教えて下さい。もう1点、吉田所長の入院の件に関してなんですけれども。園田政務官とか政府がこの辞任のはこび、交代のはこびになったという事を知ったのはいつなのか。何か申し出があって、何か許可というか、そういった経緯が分かりましたらお願いします。その件に関して詳細なところなんですけれども。会議に参加されてなかったとか、入院に一週間という状況があったんですけど。これを園田政務官として、政府として把握していたのかという事と。もう1点、病気の病名と

かを把握なされているのか。これは保安院にも同時にお聞きしておきたいんですけども。病院・病気・病名と、被ばく線量の数字、保安院と政府は知っているのか。因果関係について、どういった認識なのか。政府として知っているけれども伝えられないのか、公表できないのか、そういった点に関して。今後そういう因果関係について調査するのか。その件に関して教えてください。以上です。

A：（園田政務官）はい。まず一点目の除染の件でございますが。これは実証実験の25件の中に含まれております。25件選定をさせていただきますと、それぞれ今25件が動きつつあるという状況でございます。したがって正しく、この25件の実証実験の結果として得られたものを次のまた更に本格的な除染の中に活かせるものは当然活かしていきますし、また改良の余地があるかどうか、それはこの実証実験、技術的なですね開発というものの結果に基づいて、今後の除染に生かしていくという、そういう運びになってまいります。それから、2点目の吉田所長の件に関しましては政府といいますか、私自身も私の回りでもですね、聞いたのは今日の午後が第1報でございましたので、そういった面では恐らく把握をしてなかったんでないかなと、いうふうに思って、他の機関もですね、把握してなかったんじゃないかと、いうふうに思っております。当然、全体会議、テレビ会議ですね。いつもいつもその吉田所長がいらっしゃるか、どうかというこの出入りしたりする事もありますから。当然ながらそこに絶対いなければ行けばいけないというものでもありませんし。当然何かコメントがあればですね、そこで各個人がそこでコメントをするというような状況ですね。当然、吉田所長のコメントがない日もございますし。私も当然毎日毎日、コメントしてるわけではありませんで、何か必要な時にコメントするという立場でしたので。ちょっとこの2週間、あの状況を今から思えば私も、週に2回位しか出られてませんけれども。言われて見れば、吉田所長のお声がなかったかなという程度、程度といいますか、そういう状況でございます。当然いつも、安定化センターの小森さんがですね、しっかりと取り仕切っていただいていたものでございますので、そういった点ではちょっと吉田所長がいらっしゃらなかったと、いうところは後でこういう事だったんだなあという事で、私なりに把握をさせていただくという事でございます。それから、病気等につきましてはですね、これはやはり個人のプライバシーであるという事もございますので、その点については私からのコメントは差し控えさせていただきたいなというふうに思っております。

A : (保安院) 保安院でございますけれども、少なくとも、私はその病名は把握しておりません。それから被ばく線量でございますけれども、保安院は個々の方の被ばく線量を把握してはおりません。ただ、今の福島第一につきましては被ばくの条件が 250mSv で設定されておりますけれども、これを超えた方が何人かおられました。この中には入っておられないという事は、承知しておりますけれども、具体的な被ばくの線量については承知しておりません。また現時点において、被ばくとの因果関係について調査をするという予定は、今のところございません。以上でございます。

Q : すいません。この 250mSv には含まれてないって事ですけど、100mSv にも含まれてない。以上にも含まれていないという感じですかね。

A : (保安院) 保安院としては、個々の方の被ばく線量は、把握しておりませんので。

Q : はい

A : (保安院) 全体は何人ぐらいかっていう事は把握しておりますけれども。

Q : はい。

A : (保安院) 吉田所長の被ばく線量は承知しておりません。

Q : 例えばその、以前も 3 名の方が死亡などの事故がありましたけれども。これに関しても、被ばく線量と因果関係というのは保安院として調査しない。していないという形でしょうか。

A : (保安院) はい、これまでの方についても調査しておりません。

Q : これはしなくてよいものなんですかね。通常。

A : (保安院) 保安院でございますけれども、保安院としましては、被ばく管理は適切に行われていたかどうかという事をまず、見るのが任務だと思っておりますので、必ずしもその範囲の中で、実施されたものであれば調査をするという所までは行かないかなというふうに思っております。

Q：被ばく管理が適切に行われていたかどうかを調べるに至って、個人の線量を保安院が把握されてないという事は、適切なのでしょうか。

A：（保安院）はい。個人の線量と申しますか、それが基準値内であるかどうかといった事はですね、それは当然、守っていただく必要ありますけども。具体的に、誰それが何mSvという事まで把握する必要は無いというふうに考えております。

Q：例えば今回、又は以前のように作業員の方が何らかの事故などで死亡又は病気などが起こった際に、個人の被ばく線量を管理してないで、どうやって線量が適切に管理されて因果関係がないということを保安院が把握されるのかということが分からないんですけども、この点について。

A：（保安院）これまでのお亡くなりになられた方については、その時に東京電力から被ばく線量については、報告を受けております。以上でございます。

Q：今回は、吉田所長の場合。

A：（保安院）まだ受けておりません。

Q：今後受けて判断するという形ですか。

A：（保安院）少なくとも特にこれまで放射線管理に何か問題があったというふうには承知しておりませんので、そこは個別の方の線量まで今報告を求めるといふ予定はございません。

Q：東京電力さんにお聞きします。吉田所長の線量に関して保安院、政府に報告する予定でしょうか。

A：（東電）今のところ報告する予定はございませんが、もちろん問い合わせがあればお答えさせていただきたいとは思っています。

Q：このように述べてますが、政府、園田さんを含めて保安院の森山さんも、この問い合わせがあれば報告するという事なんですけども、これでも問い合わせをしないということですか。

A：（保安院）それは今後検討したいと思います。

Q：園田政務官はいかがでしょう。

A：（園田政務官）ちょっとまず病状をしっかりと治していただくというところが先かもしれませんけれども、個人というよりは当然ながら線量管理というものは当然やっておかなければいけませんし、それに対して私どももちゃんとそれができているかどうかというものの監視というか、チェックというか、それはちゃんと行っていく必要があるというふうに思っておりますので、個人のは別として少し検討はさせていただきたいというふうに思っております。当時に、これは吉田所長だから少しクローズアップされてしまっている部分もございますけれども、先ほど申し上げたように、当然日々のチェックというものは当然保安院としてもやっていただければならないのかなというふうに私どもも考えておりますので、少しその辺は内部で検討はさせていただきたい、どういう形で今後もそのチェック体制というものをやっていくかというものは、少し検討はさせていただきたいというふうに思います。

Q：病名、病状の報告、線量の報告等を受ける流れには現在こういった事故というか、入院等の措置があった場合に今のところそれを報告を受けるという流れにはなっていないということでしょうか。現状特に。

A：（東電）はい。プライベートな病気でございますので、保安院それから政務官にご報告するようなことは考えておりません。

Q：園田さんも、園田政務官もこれに関してまだ検討中、どういった問い合わせをするかに関しても検討中で、病名も園田さんをご存知ないということですが、この病名も尋ねられないという感じですかね。

A：（園田政務官）現段階ではそこまでは考えてはいないということでございます。

Q：了解です。ありがとうございます。

○司会

次の方どうぞ。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q : NPJ と吉本興業のおしどりで。よろしくお願ひいたします。今日配られました川内村住民説明会の資料について、被災者生活支援チームの方にご回答よろしくお願ひいたします。幾つか疑問と、そして今まで安全委員会が会見中でしていただいたご説明と整合性が取れない部分がありますので教えてください。まず 1 ページ目の放射線、放射能、放射性物質の欄で、放射線は体に残りません、移りませんとありますが、この放射性物質についての記載はありません。放射性物質は内部被ばくなどにより体に残りますし、体に付着したものがその他の方にも影響するというので移るとも考えられるのですが、この点についていかがでしょうか。そして 3 ページ目のもともと私たちは放射線や放射能に取り囲まれて生活してきましたという欄に、放射性カリウムについての記載がありますが、カリウム 40 の前身の実効線量と、ヨウ素などの甲状腺等価線量は比較対象になりませんので、こういう記載は少し比較ができないので誤解を招くと思うのですがいかがでしょうか。そしてその下の X 線集団検診、航空機内での被ばくについての記載もありますが、X 線、レントゲンでの被ばくについて、晩発で心筋梗塞が起こることは、厚労省や放射線関係の審議会でも、2006 年、2003 年度に既に取り上げられており、航空機内の被ばく、客室乗務員やパイロットなども年間線量が決められており、ここに記載されているかと言って何ら安全性が確認できるというものでもないのですが、なぜ記載されているのでしょうか。そしてその次の次のページ、放射線の人体への影響、しきい値ありの欄やその次のページの胎児への影響と妊娠時期、放射線の人体への影響などで、100 ミリ以下だと影響がないというようなことが随所に書いておられますが、以前から何度も安全委員会の方が 100mSv 以下でも LNT モデル、直線しきい値なしモデルにより影響があると考えるとおっしゃっておられますし、前回の低線量のワーキンググループで大分大学の甲斐教授が ICRP との関連で細野大臣に質問した際に、細野大臣もしきい値なしで挑むことが徹底されていないので、更に努力するとご発言されていましたが、それから考えますとこれは徹底されていないと思うのですがいかがでしょうか。ご回答をよろしくお願ひいたします。そして先ほどその関連で安全委員会に質問させていただきましたが、意図次第でということをおっしゃられたのですが、それは意図次第で見解が変わるということでしょうか。政府内で機関によって見解が変わるとなりますと、我々としても対応に困るのですが、これは心理的不安を抑えるための意図などにより、こういう記載がされていたのであればまた回答が変わるということでしょうか。ご回答をお願ひいたします。あと文科省に、先だってから聞いておりました NNSA のデータは JAEA の方でいつ頃評価が出るのでしょうか。その地図に落とし

てみますと、須賀川市やいわき、北茨城の方でもかなり高濃度、100Bq/m³ 以上のものが4月などでも発見されており、ストロンチウムも59箇所で見られているんですけども、いつぐらいにこのNNSAのデータの評価は出るんでしょうか。よろしくをお願いします。

A：(支援 T) 被災者支援チームでございます。ではご質問いただいた点をご説明いたします。まず1ページ目の「放射線は体に残りません、移りません」の方は、確かにおっしゃられるように放射性物質の方は体に残ります。これはよくそのことを正に混同されたりすることがあって、放射線が体に残っている、例えば避難されている方たちが避難先の方で何かその人が来ることでいろいろ言われたりするというようなこともあるやに聞き及んだりしています。ですから、ここではそういったことについてご心配はないんですよということを言う趣旨で使われたものだと考えております。

Q：ありがとうございます。では放射線、放射能、放射性物質というタイトル出しでありながら、放射線しか記載はせず、放射性物質のことは記載していないという理由がちょっと分からなかったのですが。

A：(支援 T) 例えば。

Q：これはそのご説明であるならば、放射性物質というタイトル出しは不必要だと思うのですが、誤解を招くと思います。

A：(支援 T) それで恐らく、これはちょっと前に実際にお使いになられた先生方の説明にもよりますけれども、放射線、放射能、放射性物質と大きなタイトルで、まずここでは放射線は体に残りません、移りませんということを書いて、その次に放射線を出す物質というのはこういうことですよと、その放射性物質に係わる場所はここからの方で言っております。例えば内部被ばくというのはこういうものですよという話などは、その後この3枚目の方などで言ったりしておりますけれども、大きな見出しと小さな見出しというようなつもりでお使いになられたのではないかと思います。

Q：ありがとうございます。でもこの資料の中に一切先ほどおっしゃられました、放射性物質は体に残るということは記載されていないのですが。

A：(支援 T) この資料そのもので、例えばそれに関連することと言えば、4ペ

一丁目になりますかね、右下の方に放射性物質の性質というふうにございますけれども、その表の左側の方の3番目といいますか、上の何も書いてないところを入れますと4番目ですけど、身体中の放射能が半分になる期間ということでございます。これがいわゆる生物学的半減期ですけども、身体に残ってそれが蓄積、身体に残る部分がどこになるかということとその次の欄で書いて、それぞれの放射性核種が例えばセシウムですとその約100日で半分になりますと書いています。これがその身体に残ることを前提として説明のページでございます。

Q：ありがとうございます。その半減期はある程度核種について知っていればこの記載が身体に残るという意味を表すことは分かりますが、でもこれは住民の方々への説明会でするので半減期という記載にせず、放射性物質は身体に残るという一文はやはり必要なのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

A：（支援 T）そこはその説明ぶりなのではないかと思えます。恐らくここで半減期という言葉聞いて、まあ半減期じゃ分からないという時には、それでしかもここでは正にその半減期という言葉避けられたわけですね。放射能が半分になる期間と。確かに半減期という言葉に馴染みがない方に対して身体にあって身体に入ってもそれが半分になる期間ですよということでこの言葉が使われています。仮にもしその言葉でなお分かり難いという時には皆様のご様子を見たり、ご質問を受けたりする中で回答をされたりしたのではないかと思えます。

Q：分かりました。

A：（支援 T）その今のページの前のところですけども、食品摂取の方で確かに全身に対しての話と甲状腺とかの等価線量とはまた別の話ではございますが、ここの中ではそういう暮らしの中で通常1.5mSv 毎年浴びておられますと、その等価線量の方の話ではなく実効線量、年間の話としてこちら書いておる資料ですので特に正にご指摘のように等価線量と比べてその数字をとということでは使う意図ではございません。また、エックス線集団検診や航空機の被ばくでですね、あるいはそういったものの放射線が多かった場合に晩発性でがんになれる場合はあろうかと思いますが、それはエックス線だから、がんになった、あるいは航空機に乗ったからがんになったのかというと、恐らくその方かなりたくさん量を受けられたんだと思えます。かつ恐らくです

ね、ちょっと具体的なデータの方を見ていないのであれですけども、その方ががんになられた時にそのがんが胸のエックス線からのがんであったとか、航空機に乗った時の受けた放射線であるがんであるかということは、なかなか分からないところだろう。ただ確かに放射線そのものを受ける量がたくさんになればその方がそういった方達の中でがんになられる方というのは生じてくる場所はあるかと思えます。それから、その後しきい値ありとか 100mSv 云々と書いてあるところが多いということですけども、そこはその前にあるそのご指摘されたところのですね、しきい値ありの表があるところの放射線障害の分類というのが、全体で何ページ目になるか、放射線障害の分類で確定的影響と確率的影響の二つを並べてあるところがございしますが、ここは正に確定的影響と確率的影響に二つに分けて、それでまず、最初に書いてある左側の確定的影響について以下説明をしていったということです。その確定的影響についてはしきい値ありということで、ここに「しきい値あり」という表現が入ってきて、「しきい値が不明確」というふうになっておるその次のページのがん、白血病等に関してのところから、確率的影響の話、ということです。しきい値がある、あるいは 100mSv 以下ですと起きませんよというところを言っているところと、それ以下でもあるかもしれないと言っている確率的影響、でしきい値不明確というところは、二つに分けて、分けたほうでは不明確である、あるいは少ない線量でもリスクがありますよということで、そういう前提で書いているというものでございます。

Q：ありがとうございます。ではこのしきい値不明確というところですが、明らかに 100mSv 以上で明らかに増加、そして遺伝性影響は人では報告されたことがないというふうな記載しかありませんので、100 ミリ以下でも危険性があるということはこれでは読み取れません。そして、この胎児への影響と妊娠時期というのは確定的影響ですか確率的影響ですか。

A：（支援 T）これは書かれている発生発達異常、精神遅滞は確定的影響として考えられておるものでございます。

Q：分かりました。では ICRP のパブリケーション 90、そして 2007 年勧告である 103 ではこちらの発生発達異常、精神遅滞については 100 ミリというふうに記載がされておりますが、子宮内被ばく後の発がんリスクに関するデータで子宮内医療被ばくに関する最大の症例対照研究は全てのタイプの小児がんが増加する証拠を提供というのみであり、小児がんについては 100mSv 等の線量の記載は一切ありません。ですので、確定的影響でもこれのみの記載は不

十分かと思われませんが、いかがでしょうか。

A : (支援 T) はい。ですから確率的影響について僅かでもあるということについては。

Q : これは確定的影響です。

A : (支援 T) ただ小児がんも要するに確率的影響の方に入りますので、確率的影響については、この場合この資料ではそのうち A4 のサイズでいう次のページくらいになりますが、生涯がん死亡リスクというところで、ここで 100mSv 増えますと 0.5%増えるというようなことが言われ、仮定されていることを示しています。いわゆるしきい値無し仮説で 100mSv で 0.5%で言われておるその数字の方を入れて不明確ですのでクエスチョンマークを入れながら、それに従ってそういう仮定の下で規制の体系を作っておるということで、ここでは僅かでも増えるかもしれないんですよと、だから増える量というのは 100 ミリで 0.5%位ですということを書いておるわけでありませう。

Q : 100 ミリで 0.5%というのは成人の影響で、ICRP には子宮内被ばく後の生涯がんリスクは小児期早期の被ばく後のリスクと同様で最大で集団全体のリスクのおよそ 3 倍と記載があるのですが。

A : (支援 T) はい。最大で 3 倍でございますけれども、そこにつきましては小児がんのリスク自身はかなり小さなものでございます。例えばですね、ちょっとお待ちください。ICRP の 2000 年に出ている刊行物から取ってきておるデータでございますけれども、例えば自然バックグラウンドを超えたものが、ここでは 0mGy、Gy の単位で書かれておりますが、その場合で子どもががんにならない確率、年齢 0 歳から 19 歳について 99.7%という計算になっております。ここでは例えば、ここで数字が出ておりますのは 10mGy と 50mGy なのですけれども、それで 99.6%と、あるいは 99.4%といった形でございますので、ここでは例えばその 100mSv になった場合に 99.1%ががんにならない確率として書いてございます。例えば全く追加の被ばくがなかった時に、逆にがんになる確率としての 0.3%、それから 100mSv で 99.1。ここでがんになる方の確率が 0.9%ということになります。この確率の方、そこを数字を出してご説明をするかどうかということののだと思います。

Q : ありがとうございます。その 2000 年勧告というのはパブリケーションでい

うと何番になりますか。すみません、念のため。

A : (支援 T) すみません。はい。ちょっとこの中には。

Q : 90 ですか。

A : (支援 T) 今すぐそのページに直接は無かったのですが、後ろの方に引用文献がある中で 2000 年と出ていますから、パブリケーション 84 だと思います。

Q : 84。

A : (支援 T) はい。特にこちらが妊婦関係の報告を取り扱ったパブリケーションでもありますので。はい。

Q : ありがとうございます。ではこの記載で一切問題がないということでしょうか。

A : (支援 T) 説明の仕方については要するに今いろいろな説明や説明ぶり、とかありますからこれで問題がないという言い方をするのはどうかと思いますけれども、こういう説明というのもあるでしょうしこの説明が何かいたずらに誤った情報を与えているというようなものではないと思います。今ご指摘いただいたようなところについて、その問題に対して足りないところは補ったりあるいはそういう趣旨で全体のそういう流れや説明の中で使っていけばいいのかなとは思っています。

Q : ありがとうございます。あと確率的影響、子孫への遺伝がないということについて原爆被ばく者の子供においてのデータが出ておりますが、ICRP の YSS 調査ではこのようなデータはなかったと思うんです。これはどこからのデータなんでしょうか。原本は。

A : (支援 T) この子孫への影響について、恐らくこの専門の方が使われたデータとしてこの右下に RERFOR. JP とありますので、こちらの方のホームページから取られてきたのだと思います。

Q : RERF。

A : (支援 T) はい。

Q : RERF。ありがとうございました。ちなみにそれはどういう機関ですか。すいません不勉強なもので教えてください。

A : (支援 T) いえ。ちょっとこちらでも確認しますが、恐らく放射線のこういった影響関係の方を研究してきている幾つかのそういった機関のうち、その英語名の略称がこれ、その多分 RERF になるのだろうなと思います。

Q : 分かりました。ありがとうございます。パブリケーション 83、多因子性疾患のリスク確定だと多因子によって放射線関連でも子孫への影響について言及されておりまして、少しこのデータにも疑問を感じました。RERF 放影研ですかね。分かりました。調べます。ありがとうございます。

A : (支援 T) 候補の一つではあります。ちょっと検索してみれば分かると思いますが。

Q : 広報の一つ。はい。

A : (支援 T) そういう放射線何とか研究機関とか協会とか。

Q : 放影研ですね。

A : (支援 T) そういう幾つかの中で今おっしゃられた放射線影響研究所が正に特に原子力、原爆関係の方のデータ等を調べられているのでおっしゃられた機関はその候補のひとつでありますねと申し上げたまでです。

Q : はい。

A : (支援 T) 私の方からは以上です。

A : (文科省) 文部科学省です。NSNA のデータについてのお尋ねだったと思います。今質問の中でも触れられたようにストロンチウムの話しですとかダストのモニタリングの結果の数値とか地域名について言及がありましたけれども、先ほどの冒頭での横浜でのストロンチウムの話しの中でもちょっと触れましたけれども今後いわゆるマップ検討会の方で第二次調査と申しますか、より

広域の放射線物質の飛散状況も含めまして年度末までにストロンチウムですとかあるいはヨウ素 131 のより詳細なマップと申しますか、分布状況について検討するというふうに検討会の中でも議論されております。したがってそういった中でこのアメリカのデータもその一つとして使えるものがあるかどうか原研機構の方でもよく精査していただいて最終的にはそういう検討委員会の場でご議論いただいて放射性物質の拡散状況の状況把握に活用していきたいというふうに聞いております。

Q：ありがとうございます。年度末といいますと来年 3 月までとなり事故後 1 年経ってしまいますが、全体的なマップではなく NNSA が 10 月に発表した 3 月事故直後のデータがどのような評価を文科省としてモニタリングチームとしてするかなどのアナウンスは 3 月より早くはしていただけないのでしょうか。その情報により今福島県の方々が問診表などによる線量評価のデータや若しくは今現在福島県で行われている除染にも役立つ情報かもしれないので年度末ですと今から 4 ヶ月は経ちますので、事故後 1 年ではなくできるだけ早くアナウンスしていただければと思うのですが。全体的なマップではなくて NNSA のデータに特化してお答えしていただけたらと思います。

A：（文科省）年度末と申しましたのは全体の報告書といましようか取りまとめがその時期ですので、それより前に当然いろんなデータを検討会などにご紹介して議論していただくことになると思います。それから NNSA のデータだけを取り出してマップ化するという事は現在考えておりませんし、それから公開されたデータの中でいろいろと測定条件とか数値の読み方についての疑問の点もありますので、必要に応じてそういった点はアメリカ側にも確認しながらこのデータがはたして活用できるものかどうか見た上で判断していきたいというふうに原研機構からは聞いています。

Q：ありがとうございます。そのマップ化して欲しいではなく、評価をお聞きしたいんですが。この NNSA のデータが文科省として正当なものかどうか。正しい検出解析をしているものかどうかなどは如何なんでしょうか。それも。

A：（文科省）アメリカの方で採ったデータですので、文科省が正しいかどうかの評価をする立場にはないと思います。

○司会

よろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

Q：あと、安全委員会にお聞きしてたんですけど。

A：（原安委）すいません。どういう質問でしたでしょうか。

Q：はい。先ほどこの川内村の資料について私が1回目に質問させていただいたときに、この資料を作成したところの意図が分からないと評価を述べられないとおっしゃっておられましたので、意図次第によって安全委員会の判断見解が変わることなのかどうか少し疑問が残りましたので。

A：（原安委）はい。分かりました。そういうことですね。申しあげましたのはどういうオケージョンで使うのかとかそういうこととか、あと実際にあくまでもこれ説明会ですから、資料だけがメインではなくてむしろ実際にお話しされることがメインであって、これは補助的なものなわけですね。そういう意味で実際どういう説明をされたかも分からない状況で何か言うというのは不適切だろうということを申し上げたわけでありませう。

それで今茶山さんが来ていろいろやり取りされましたけれども、まさに資料だけ見るとそういう疑問が出てくるわけですから、今日のやり取りなんかを踏まえて今後使う資料については今日のやり取りなんかも入れて直すべきところは直すとかして、逐次改善していただければいいと思います。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

質問のある方。この列の一番後ろの方。それから一番左の後ろの方。その後一番端の一番後ろの方、その前の方。

○NPJ 日隅

Q：NPJの日隅ですけども、先ほどの資料の件なんですけどもこの4ページですかね。裏表で4ページ目の左肩にある放射線被ばくの速見図っていう。これは前も一度がんの過剰発生が見られないというふうに100mSv以下のところに記載があってこれは前ここで聞いたときにがんの過剰発生が確認できないということであって、見られないっていうことと見られないっていうのはつまり無いということが証明されたときの表現であって、あるいは実際に見られないということは確認できることが条件であって過剰発生しているかどうか分からないというのが現在の科学的な知見だと思うんですけども、そのよ

うな表現にここだけは少なくとも直す必要があると思うんですが如何でしょうかというのがまず一点です。それから安定ヨウ素剤の配布の指示が3月16日10時35分に出てるんですけども、ここに原子力安全委員会緊急技術助言組織の助言も勘案し避難地域からの避難時には安定ヨウ素剤を投与することを指示するというようなことが書いてあるわけですけども、ここにおける原子力安全委員会緊急技術助言組織の助言の内容とは一体いかなるものだったのかということのをこれは保安院なのか文科省なのかちょっと分かりませんが、答えられるところに答えていただきたいというふうに思います。

A：（支援 T）はい、ご指摘のところ、がんの過剰発生が確認できないとかいった表現の方がより望ましいかもしれません。書いた方の方へちょっとそういうご指摘があったことなどは伝えたいと思います。

○司会

次の質問のお答えの方は。

A：（原安委）えっとすいません。3月16日とおっしゃったのは、これはあれですか、対策本部長からの指示の日にちですか。

Q：そうです。

A：（原安委）それで、それに先立ってですね、安全委委員会の方から出した方の助言というのが、一つは、まずは、3月16日の1時25分に半径20キロ内からの避難で残留している人が避難する時には、安定ヨウ素剤を投与して下さいということを言っています。あともう一つですね、同じ主旨を入院患者について、言っているのがあったと思います。やはり避難が遅れていたんで、そうですね、3月15日の3時10分ですね、半径20キロ内からの入院患者の避難時に於ける安定ヨウ素剤投与についてと、こちらについても避難の際には、安定ヨウ素剤の投与を推薦しますということを言っています。

Q：それはどこかで見れるんでしょうか。我々も。

A：（原安委）ちょっとすいません、ホームページにのっているはずなんですけど、よくちょっと今確認して、また後ほどお答え致します。

Q：すいません、それと、その表現なんですけれど、避難する時には、投与す

るということは、避難しない人は、投与しなくていいということですか。

A：(原安委) いや、それは、だからもうこの段階では、20 キロ圏内は避難指示出てたんで、いずれ避難する訳なんで、その時には、飲まして下さいということです。

Q：つまり、そうすると。

A：(原安委) 要は、避難するっていうのは、建物から外に出る訳なんで、ヨウ素にさらされる可能性が高まる訳ですね。

Q：屋内待機から、避難する時、つまり、外に外出する時にはという主旨ですか。これは、そういう主旨で、現地本部長の方に伝わっているんですかね。何か、これ読むと避難するまでは、別に飲まなくていいという主旨にとれちゃうんですけど。

A：(原安委) いや、だからそれは、一刻も早く避難はして欲しい訳です。避難指示出ているから。ましてや、もうヨウ素の濃度が濃くなっている可能性もあるから、それは飲まして下さいということです。

Q：そうするとですね、すいません、ヨウ素剤を飲ませる時の線量っていうのが100mSvですかね、何かそういうのがあって、SPEEDI何かを見ると、3月12日の段階で、100mSv、それはもう想定ですけども、ベントの時の、範囲が広い範囲で出ている、たまたまそれは海側ですけども、それが陸側に向けば当然、同じような範囲が陸側にも広がる訳ですが、そういうことについて、言及せず、半径20キロのみに絞ったことを、これは安全委員会の方も言われているんですか。20キロからのことについて、つまり、20キロ圏外のことについては、安全委員会は、聞かれてないから言われてないのか、それとも聞かれたけれども言われてないのか、その辺はどうなんでしょう。

A：(原安委) すいません、ちょっとそれは確認させて下さい。

Q：じゃあ、お願いします。

○司会
次の方どうぞ。

○フリー 木野

Q：フリーの木野すけれども、まず 1 点、今の支援チームの方のペーパーなんですけれども。これは、これまでに何部ぐらい配布したのかということとですね、あともう 1 点、これ説明者は、先ほどその説明者がいろいろ説明の仕方にもよるとい話ありましたけれど、説明者はいつもここの名前に出ている、この放医研のカサイさんとタテザキさんとお読みするんでしょうか、この 2 人がいつも説明をしているということなんでしょうか。それからですね、ちょっと以前からお伺いしていた質問なんですけれども、まず、東京電力の松本さんに、以前、津波発生時にですね、4 号機の方に亡くなった 2 人が見に行った時の警報が発令された時間、これは、分かりますでしょうか。それから、同じく東京電力の松本さんにベント、当日 11 日に 12 日か、ベントに行った作業員、4 人の内の残り 3 人の被ばく量というは分かりましたでしょうか。それから、もう一つ松本さんにですね、同じく 3 月 12 日のダストサンプリングされた時の核種、これは確認できたでしょうか。それから、保安院森山さんに同じく 3 月 12 日なんですけど、セシウム、ヨウ素を検出した際の検出した場所、それから、検出した機関というは分かりますでしょうか。以上をお願いします。

A：（支援 T）今回の資料にある、お名前の方以外の方が説明されることもあります。多少、それぞれの専門家の方によって、少し、資料のアレンジをされたりすること等ございます。ご本人達の説明のしやすさですとか、大体、こういうところのトーン、そのよく言われるところと言えば、こういうところだと思えます。先ほども、ちょっと見られないにつきましても、先ほど、原子力安全委員会の審議官の方からも、オケージョンによるということございましたけれども、「確認できない」の方が、恐らくはより正確だとは思えます。ただ、その確認できないとは何ですか、というような質問を受けることもあって、例えばそういう時に、より分かりやすい言葉で、例えばこういう言葉を選ばれたりするということは、あるいはあるのかもしれませんが。こういう指摘がありましたっていうことは伝えて考えて貰いたいと思えます。

Q：すいません、ちょっと今の意見で、一つだけ、聞かれた時にですね、こういう説明することあるというのは、見られないっていうのは、そういうケースがないという説明をされているんですか。

A：（支援 T）そういう訳ではないと思えます。要するに。

Q：でも、見られないというのは、そのまま取るとそういう意味ですよ。

A：（支援 T）そういうことについて、そういうあれを招かないように、気を付けて欲しいというようなご指摘があったということで、またそれも伝えておきたいと思います。

Q：ちょっと一つ確認なんですけど、どういう説明をされているかは、被災者支援チームの方では、確認はされてないわけですか。

A：（支援 T）多くの場合、現地対策本部の者は、一緒にこの会に出ております。で、ちょっと今その時にそのこの人が、これをどういうふうにご読まれたかというのは特には、記録などございません。

Q：それは、決まった説明の仕方というのが、じゃあ無いということになると思うんですけど、その都度、その都度でその説明者によって、内容が変わってくるんですかね。

A：（支援 T）まあ、説明ぶりや、そこについては専門家の方が実際こう喋られる、例えば私が今お答えしている内容も仮に私個人であっても、明日聞かれたら、少し話がちょっと違うかもしれないという程度とかには、違いとかってというのはあるかと思えます。

Q：いや、先ほど、見られるというのとですね、確認がとれていないというのは、非常に重要なポイントだと思うんですけど、そういった部分も説明者によって言葉が変わってくるということですかね。

A：（支援 T）だから、より、正確に言えば確認できないという言葉の方が、おっしゃられるご主旨、などからするとより正確であろうと思いますので、今のご指摘の方をお伝えはしたいと思えます。

Q：これは、後ほどで結構なんですけれども、これまでに誰が説明しているのか説明者の方お名前、一覧で結構なので、説明した回数、これを出して頂けますでしょうか。

A：（支援 T）相談させて下さい。

Q：いや、誰が説明したか今の話だと全く分からないので、要するにこの2人の方では、ない訳ですよ。

A：（支援T）ない場合もそれはありますが。

Q：よろしくお願ひします。

A：（東電）東京電力でございますが。まず4号機のTCWのサージタンクのレベル低の警報が発生した時刻につきましては、まだ確認中でございます。地震後しばらくの間で発生したものと思っております。それから、ベントの被ばく線量でございますが、1名は先日申し上げた106.3mSv、2人目が97.33、それから3人目が56.43、4人目が62.19でございます。それから、ダストに関しましては、3月12日に測った時には総放射能濃度でございますが、核種の分析は実施しておりません。したがって、核種ごとの値については不明でございます。なお、公開の件がご質問の中にごございましたけれども、私も3月12日に公表している『東北地方太平洋沖地震における当社設備への影響について午前5時現在』というもので、放射性物質の値が通常値より上昇していることについては公表させていただいております。

A：（保安院）保安院でございますけれども、3月12日のヨウ素が検出された旨、会見で言及した件でございますけれども、今まだ調べておまして、まだ確認できておりません。確認でき次第ご説明申し上げます。

Q：分かりました。すいません、森山さんに今の件で。先日のお話だと、当日誰がやったかというのを触れたというお話があったんですけども、それは間違いないんでしょうかね。

A：（保安院）3月12日の会見で言及しているようでございまして、ちょっとそこも今きちんとですね、議事録などを確認しております。確認します。

Q：あと、すいません、松本さんに。今お伺ひした4人の方なんですけれども、100を超えているのは確かにその当時のお話でこの106の方1人だけなんですけど、残りの97とかですね、56、62ってこれ短い時間の作業でこれだけの被ばくをしているんですけども、なぜこれはその時に公表されなかったんでしょうか。

A：（東電）4人の方の最高の被ばく線量の方をお示しさせていただいております。

Q：残りの人に関しては、そうすると聞かれなかったので説明しなかったというふうに今聞こえるんですが、そういうことですかね。

A：（東電）聞かれなかったと言うよりも、当時4人の方が作業現場に行ったということはお伝えさせていただいておりますので、被ばく線量としては最大のものが1番の関心事項ではないかというふうに私どもが判断した次第です。

Q：1番高い、残りの方に関しては我々は関心がないという判断だったんですかね。

A：（東電）私どもとしては、お伝えすべき事項としては、最大の被ばく線量の方がやはり皆さま1番関心が高いものというふうに考えておりました。

Q：分かりました。当日、それぞれこの4人の方なんですけれども、106とこの97の方というのが第2班で直接ベントの弁を開けに行った方ということになるんでしょうかね。

A：（東電）それはもう1回確認してみないと分かりません。いわゆる実際に操作した者と監視した者というふうに分かれるペアもございますので、高いもの低いものがあるかと思いますが、その辺はちょっと確認をします。

Q：当日、その3班に分かれていて、2人ずつペアになって3回に分けて行っている、その第1班、第2班の方が実際に1号機の中に入っているんですけれども、要するにそのペアがそれぞれこのうちだと、どういう組み合わせなのかなと。第1班の行った人たちは、そんなに被ばく線量は高くないという説明があったように思うんですけれども、第2班の方が行って被ばく線量が随分建屋の中の線量が高い所に行って、3班の方は線量が高いので作業断念して帰ってきたという説明だったと思うので、そうすると上から二つ、下二つというのがペアなのかなと思ったんですけれども、そうでもないんですか。

A：（東電）一概にはそうとは言い切れない部分がございますので、当然バルブの操作に近づいた場合には被ばく線量高くなりますし、手順等を横で監視し

ている場合には離れた位置になりますから被ばく線量としては低くなります。そういったことがございますので、一概に高い者同士、低い物同士がペアになっているというのはちょっと分かりませんので、いったん確認する必要がありますと思っています。

Q：この4人の内部被ばくは分かりますか。

A：（東電）こちらに関しましては、時期がずれますので併せてご紹介させていただきますが、10月末の時点で、まず先ほど申し上げた97.33mSvの方は外部が10月末で117.47、内部が11、それから56.43mSvとご紹介させていただいた方は10月末時点で外部が83.43、内部が59、それから62.19mSvでご紹介させていただいた方は外部で87.11、内部で25.66という状況になります。

Q：ありがとうございます。106の人は先日のお話。

A：（東電）はい。先日お話させていただいたとおり、外部が現在128.20、内部が23.21になります。

Q：106の方が当直長ということによろしいですか。

A：（東電）はい、そうです。

Q：そうすると、一つ分からないんですけれども。当時その中操の中で作業されていた方、基本的に内部被ばくが非常に大きくなっていたんですが、この今の4人の方は少ないとは言わないんですけれども、他の中操の作業をされていた方に比べると多分10分の1近いくらいの差があるように思うんですが、この差というのはどういうふうに出てきたんでしょうか。

A：（東電）内部被ばくが大きかった中央制御室の運転員は、3、4号の中央制御室でございまして、こちらは1、2号の中央制御室ですので、状況が違ったんではないかと推定しています。

Q：この当直長の方は3、4号の方ではなかったんですって。1、2号の当直長ですか。

A：（東電）はい、そうです。

Q：分かりました。ちょっと確認ですが、内部被ばくが高かったのは、そうすると全員3、4の方でよろしいですか。

A：（東電）そうです。3、4号の中央制御室の作業にあたった運転員とその場所で計器等の復旧作業にあたった者になります。

Q：これはマスクをしていたとか、していないとかではなくて、単純にその場の線量が影響してたということですか。

A：（東電）いえ、違います。そもそも建屋の爆発等によりまして、いわゆる中央制御室内で放射性物質の濃度が上がっております。また併せてマスクの着用をした際に眼鏡の蔓の部分等があたって、そのところに隙間ができたですとか、あるいは長時間中央制御室に勤務をいたしましたので、一時的にマスクを外して食事をしたというケースもございましたので内部取り込みがあったというふうに考えております。

Q：いや、ですので、今回の今の方たちに比べると3、4側の方が全くその数字が違うんですけれども、その違いというのはどういうところから出てきているんでしょうか。

A：（東電）ですから、中央制御室で作業した状況が違っているというふうに思っています。ベント作業は3月12日の段階でございますので、3号機はまだ爆発もしておりませんので、そういった時期的な差があるのではないかと思っています。それから、6人の方全員が3、4号と申しましたけれども、運転員は3、4号の中央制御室です。それから計器の復旧作業にあたった3人は1、2号の中央制御室になります。失礼いたしました。

Q：そうすると、なおさらまた分からないんですけれども、全く数字がこの方たちは低いんですけれども、1、2号のその方たちだけはなぜそんなに高くなってしまったのか、違いはどこら辺。マスクの付け方とか。

A：（東電）マスクの付け方ですとか、そういった個人差もありますし、中央制御室にいた時期等が異なるのではないかとというふうに推定しています。

Q：中操にいた時期というのは、当直長というのはずっとその場にいたわけで

はないんですか。

A : (東電) 当然、交代もいたしますので、当時 100mSv を超えた者に関しましては、最初にベントをした後、免震重要棟に退避したのではないかと思います。

Q : 分かりました。ありがとうございます。

A : (原安委) さっきお尋ねありました、ヨウ素剤投与に関しての助言の関係ですけれども、2本出しておりまして、1本が3月15日の午前3時10分で、これは入院患者に避難していただく時に、安定ヨウ素剤の投与を推奨しますという中身であります。それで、この助言が出た経緯ですけれども、15日の午前1時ごろ、保安院にございますERCに出してました安全委員会からの連絡役に対しまして、ERC側からまだ入院患者が残ってるんだけど、20キロ内に。残ってるんだけど、避難させる時に安定ヨウ素剤の服用が必要かどうかという問い合わせがあったので、こういった助言を出してお答えをしたということであります。それからもう一つは、3月16日の1時25分に出しております助言でありまして、これは前日は入院患者だったんですけども、そこを単に残留者に置き換えたものであります。文面も全て同じであります。こちらにつきましては、やはりERC側から前日もらった入院患者についてものを残留者と変えたものが欲しいということで、お出ししたということあります。両方の助言とも、原子力安全委員会のホームページで3月11日以降の助言をリストで載せているのがありまして、そこにございます。

Q : 有難うございます。すいません、ちょっと一つ確認なんですけれども、これは残留者に置き換えて、のが必要だという、その理由みたいなものはなんか説明あったんでしょうか。

A : (原安委) すいません、今現在そこは分かっておりません。むしろそこはERC側をご存知かもしれません。

Q : これはそうすると、保安院の森山さんにお伺いすればよろしいんでしょうか。

A : (保安院) すいません、今すぐには分かりせん。

Q：分からないですか。確認できますか。

A：（保安院）その時の状況ですので、できるかどうか分かりませんが、確認をしてみたいと思います。

Q：よろしく申し上げます。

○司会

ここで本日の作業状況について、東京電力から説明します。

＜東京電力からの本日の作業状況説明について＞

○東京電力

はい。本日の作業の実績などについてご報告させていただきます。まず、原子炉への注水ですけれども、17時現在1号機は給水系から4.4 m³/hで注水中です。2号機は給水系から3.1、炉心スプレイ系から4.4となっております。それから3号機は給水系から1.9、炉心スプレイ系から6.0 m³/hとなります。格納容器内への窒素ガスの封入ですけれども、17時現在1号機の格納容器圧力は116.3 kPa、2号機111 kPa、3号機101.6 kPaとなります。2号機、格納容器ガス管理システム出口の水素ガスの濃度は、17時現在0.6%です。使用済燃料プールの循環冷却でございますが、17時現在プール水温は1号機16.5℃、2号機19.1℃、3号機20.4℃、4号機25℃でございます。それから、集中廃棄物処理建屋へのタービン建屋の溜まり水の移送です。2号機、3号機から継続的に実施中でございます。それから、6号機のタービン建屋の溜まり水の移送は本日実施しておりません。建屋の水位の状況です。16時現在プロセス主建屋の水位は、3,361ミリ。午前7時と比べますと16ミリの上昇。雑固体廃棄物減溶処理建屋は、2,905ミリ。午前7時と比べますと、174ミリ上昇になります。サイトバンカ建屋は4,282ミリで、午前7時と比べますと4ミリ上昇になります。それからトレンチの水位の状況です。16時現在1号機ダウンスケール中。2号機3,020ミリ。3号機3,244ミリです。午前7時と比べますと、2号機7ミリ低下。3号機5ミリ低下です。タービン建屋の水位です。こちらも16時現在です。1号機3,301ミリ、2号機3,030ミリ、3号機2,994ミリ、4号機3,021ミリです。午前7時と比べますと、1号機は13ミリ上昇。2号機9ミリ低下、3号機7ミリ低下、4号機6ミリ低下です。原子炉建屋地下1階の水位です。16時現在、1号機は4,062ミリ、2号機3,143ミリ、3号機3,206ミリ、4号機3,024ミリです。午前7時と比べますと1号機11ミリ低下、2号機8ミリ低下、3号機5ミリ低下、4号機22ミリ低下です。それから循環型海水浄化装置でございますが、本

日 9 時 52 分に運転を再開いたしております。それから、5 号機の取水路の清掃作業でございますが、予定どおり作業終了いたしまして、原子炉の冷却は 17 時 33 分に再開いたしております。それから、使用燃料済燃料プールの方は 17 時 12 分に冷却を再開いたしました。温度上昇はそれぞれ原子炉側が 13.6℃、使用済燃料プールは 2.4℃という状況でございます。それから、無人調査船によりまず海水のサンプリングですけれども、本日 10 時 4 分から 15 時 2 分にかけて実施いたしております。それから、原子炉建屋の上部のダストサンプリングでございますが、明日、明後日の予定で、まず 3 号機にて実施する予定です。それから 2 号機の格納容器ガス管理システムでのサンプリングは明日予定いたしております。それから、水処理装置の作業実績ですけれども、本日 12 時の時点の累積淡水の精製量ですけれども、R0 の 2 系列、3 系列目で 72,500 トンとなっております。それから蒸発濃縮式の累積処理量は、こちら 12 時の時点で 10,970 トンということになります。それからベッセルの交換でございますが、本日は予定どおりサリーの方のベッセル 2 塔の予定を行っております。それから、一点ご連絡させていただきませんが、炉注のバッファタンクの移送ホースから本日漏えいが二箇所発生しておりますので、ご連絡させていただきます。まず構内の給油所、いわゆるガソリンを補給箇所がございます、その南東側の遊歩道。それからもう一つは免震重要棟の西側の道路でございます。一箇所目の南東側遊歩道については 12 時 30 分ごろ、それから免震重要棟の西側の道路では 15 時 40 分ごろでございます。漏えい量といたしましては、それぞれ微量でございます、テープにて止水を実施、一箇所目、構内の遊歩道にしましては、ホースの交換が終わっております。それから、西側の道路にしましては止水工事をテープにて行っておりますが、明日ホースを交換いたします。以上です。

○司会

質疑を続けます。先ほど指名を受けている方。次の方、どうぞ。

<質疑応答継続>

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤です。園田さんにお聞きしたいことが二つあります。ネオローグの小嶋さんとの質疑とも関係するんですけども、吉田所長が退任したことを政府側で知ったのがいつか、会議を欠席したことを把握したいたのがいつかということに関して、園田政務官の方で、他の政府機関も把握はしていなかったのではないかと。退任に関しては今日の午後知ったというふうにおっしゃっていましたがけれども、所長の交代というような大きなことになると、原子力災害対策本部長の首相ですとか、あるいは

官房長官にも報告を上げるレベルではないかと思うのですけれども、その辺り園田政務官の認識はどうなんですか。これが一つ目。もう一つ、先ほどの小嶋さんとの質疑の中で、会議を欠席していたことを把握していたかということに関して、言われてみれば所長のお声がなかったなあ、そういうようなお答えをされていましたがけれども、そうしますと、統合対策室というのが機能していないのではないかという気がします。この辺りどのようにお考えなのか。で、統合対策室が機能していないということだと、原子力災害対策本部の方も機能していないのではないか、そのように思いますけれども、これは首相の方に報告を上げるのかどうかとも関係しますけれども、こういったお考えなのか。それと、原子力災害対策本部、統合対策室は必要なのかどうか。この三点お聞かせいただけませんかでしょうか。よろしくお願いします。

A：(園田政務官) はい。ちょっと総理まで上がってるかどうか、ちょっと私も確認をしてみなければならぬというふうに思います。少なくとも官房長官のところには上がっていたというふうに聞いております。それからあと、統合対策室が機能していなかったのではないかということのご指摘でありますけれども、言わばですね、テレビ会議、全体会議においてそれぞれ日々の、松本さんからいろいろご報告を頂いておりますけれども、そういった事を、現場と一つ一つ確認をするという状況でございますので、そういった面では誰がどういう形でその場にいるのかということまで、一つ一つ確認をしている訳ではございません。したがって、統合対策室が別にそれで機能していないのではかというような事ではないというふうに思っております。当然緊急時にはですね、それぞれの期間が連絡をとれる体制は取らせていただいておりますので、その措置というものはできる体制というものと、理解はしておるところでございます。それから3点目。3点目はどういうご指摘でしたですかね。

Q：まず、最初の質問二つの方のお答えがちょっと噛み合っていないので補足させていただきますと。官房長官や総理大臣への報告をあげるべき問題ではないかという事なんです。官房長官の方は知っていた。これいつ、知っていたのか。既に質疑で出ていたら申し訳ないんですけども。分かる方いらっしゃいましたら、お答えいただけませんかでしょうか。先にこれをちょっとお願いできますか。

A：(園田政務官) いや、今この場で分かっている者恐らくいないと思いますので、どういう時点でどういうルートで官邸に上がったのかという事は、後

日確認をしておきたいと思います。

Q：はい。よろしく申し上げます。それと三つ目の質問は、原子力災害対策本部と統合対策室がこのような状況、今申し上げたような、園田さんのお答えの言葉で言いますと。例えば、今日の午後知ったですとか、政府の他の機関も把握していなかったのではないかと。そう言ったある意味軽く見られているというんでしょうか。そういった印象がありまして、それを受けて原子力災害対策本部・統合対策室というのが必要だとお考えになっているのかどうか。今それすらも疑問に思えてきておりまして、お答えいただければと思います。

A：（園田政務官）はい。原子力災害対策本部は、法律によって設置をされている訳でございますので、当然ながらこれが不要ないという事は、逆にいうのならば今の対策全てが不要ないという形になりますので、そういったご指摘は当たらないというふうに考えております。統合対策室につきましては、当然ながらこの法的な根拠はございませんので、言わば私どもで東京電力と共にですね、この発災以後そして事故以後ですね、その状況に対処するという形で、協議をさせていただいて設置をさせていただいているという事でございます。

Q：その協議というのが現状で、その所長が比較的長期間いない場所であっても、機能しているという事で。これまでのお答えでしたらば、そういう意味で松本さんの方からもお答えありましたけれども。園田政務官としてもこれは同じなんでしょうか。十分機能しているという考えでいいんでしょうか。責任者いなくても。

A：（園田政務官）はい。当然、何か重大事象が発生したであるとか、あるいは何か重大な決断を判断をしなければならぬと、いう場合には所長がいるかないかでは大きな違いが出てくるかも知れません。しかしながら、恐らく後で東京電力からもお話があるかも知れませんけれども、その間、副所長なりですね、そういった機関として機能していたというふうに私は理解をいたしておりますので。また、安定化センターが随時こういった部分においてはですね、管理をしているという事でございますので、事故収束の対策としては、別にそのどのよういった形で穴が開いていたという事には、今のところ私は聞いてはおりません。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

次の方。

○ネオローグ 小嶋

Q：はい。ネオローグ小嶋です。よろしくお願いします。文科省さんになると思うんですけども。11月26日に行われた、日本学術会公開シンポジウム、東京電力福島原子力発電所事故への科学者の役割と責任についてというシンポジウムなんですけれども。そこにおいて、原子力賠償審査会も所属しておられる草間朋子さんですかね。の発言で、ICRPの100mSv以下の考えなどを引用しながら、これでがん死亡リスクなどはあげながら、この危険度についてなんですけれども。100mSv以下の確率的影響をICRPの考え方に基づいて説明した時に、福島県民にこの影響をどう容認していただくかといったような、発言があったんですけども。この発言に関して何か問題はないのかという、こういった情報をちゃんと出して判断していただくか、という言い方だったら分かるんですけども。どう容認していただくか、というような言い方だったんでこれに関して、どういう見解があるのでしょうかという事と、これに関して安全委員会の方にもICRPの勧告というものは、ICRPの考え方というものはこういった100mSv以下の確率的影響に関して容認してもらってという考え方なのか。それとも、ちゃんと説明した上で判断してもらおうというふうな方が正しいのか、どちらが正しいのか、この件についてお願いします。もう1点、先ほど保安院さんの森山さんが、個々人の作業員の方の線量について把握していないという事だったんですけども。今後例えば、今大変な事故で大変な多くの作業員の方が福島第一原発で働いてらっしゃいますけども、今後死亡などの事故がまた発生した場合に、個々の線量を把握してないという事で、この関連性について、関連性が認められるか認められなかった際どい時などに、裁判などでね、起こった場合に、その線量保安院が把握してないと、東電しか把握してないという事は問題があるのではないかという。関連会社も把握してるかも知れないけど、その点に関してご説明いただきたい。これは園田さんにも同時にお聞きしたかったんですけども、よろしければお願いします。その吉田所長の参加の件なんですけれども。東電さん松本さんちょっと確認なんですけれども。中旬に病気が発覚して、11月14日まで働いたんですか。何でしたっけ。ちょっと確認です。よろしくお願いします。以上です。

A：(文科省) 文部科学省でございます。学術会議のそのシンポジウムの内容

については私自身、承知しておりませんし、その言及のあった草間委員ですか、草間先生。個人的な見解だと思しますので、それについて文科省としてコメントする立場にはございません。

A：（原安委）安全委員会ですけども。同じく草間先生の発言を承知しておりませんので、その発言自身についてはコメントを差し控えます。あとは、ICRPでは放射線被ばくによるリスクと、他のリスクなりを比較して、放射線を受ける事の正当化ですとか、あるいはその受ける場合でもできるだけ、リスク小さくしてベネフィットを大きくするというような、最適化をはかるというような事を言っているところでもあります。もしかしたらそういう主旨を述べられたのかなと思いますけども。ちょっと正確な発言承知しておりませんので、コメントは差し控えます。

Q：

はい。文部科学省の伊藤さん。この発言に関して、正確なところを知った方かと思えますけども。この確認は草間先生とかにされたりする予定はないでしょうか。

A：（文科省）今のところ、特段考えておりません。

Q：

はい。分かりました。ありがとうございます。

A：（保安院）保安院でございますけども。個々の作業員の方の被ばくの件でございますが、少し誤解を与える説明をしたのかも知れませんが、まず個人の被ばくはきちっと管理をされる必要がございます。その上で保安院として、それぞれ個人のですね、お名前と被ばく量を対にした形で、管理している訳ではないという事を申し上げました。それで当然そういった個人のその被ばくは管理されなければいけませんので、全体として管理されているか、法令上問題がないかという事は保安院として見ております。その上でございますけども、当然何か問題があるような場合にはですね、それはその都度必要に応じて、被ばく量を確認をするという事は当然あると考えております。以上でございます。

Q：その被ばく量の確認はどこにするのでしょうか。

A : (保安院) そこは当然東京電力。今回であればですね。

Q : はい。

A : (保安院) もし福島第一についてであれば東京電力にまず一義的には確認をします。

Q : その東京電力の線量管理が誤ったときに東京電力に線量を確認するということはすごく危ないと思うんですけども。

A : (保安院) まず線量管理がどういうふうになされているのかということを見ているわけでございまして、そこに問題があるのかどうかということを見てきております。これまで十分なされてなかった点があったので様々な指導、指示等をやっておりますのでやはりデータそのものは線量計をもとに把握されているわけですので、やはり一義的には東京電力からその被ばく線量といえますか、ということをご報告してもらおうと。もしそこに何らかの不自然な点等があればそれは確認する必要がございますけれども、一義的にはやはり東京電力からの報告になろうかと思えます。

Q : 虚偽の報告が成されるという心配はないのでしょうか。

A : (保安院) はいもちろん法律に基づく報告で虚偽の報告があればそれは罰則等がかかりますので、そういったことはきちっと見ていく必要はございますけれども何かそういう不自然な点、問題がある点があればその都度そこは解明していくことになろうかと思えます。

Q : 虚偽の判断、虚偽の法的な罰則があるということなんですけども、虚偽の判断というのはどういう虚偽があったかどうかの判断に関してはこういった形でお考えでしょうか。

A : (保安院) それは一つ一つケースによって違うと思えますので、一律にはお答えできません。

Q : はい。

A : (園田政務官) 私からも私へのご質問もありましたので、今森山対策監から

もお話しがありましたように当初は私ちょっとその部分は見てなかったんですけども、個人個人の線量管理に大変問題があったという指摘はあったようでございます。それをきちっとやっぱり把握をし、そして管理をするというところに確か5月か6月ぐらいに相当数東京電力に対しましては、私も政府からも保安院から直接的に管理の指示というものが出ていたというふうに私も承知をいたしております。それでしっかりとデータベース化してそれをきちっと東京電力の中で1人残さずというかきちっと1人1人の個人の線量計が管理できるようにようやくなってきたと私も理解しています。何か今お話しがあったように何か問題があったときには必ず私どもも法律にのっとって報告徴収を求めますから、当然それに対してきちっと東京電力からデータが出てくるという形になろうかと思えます。その中で虚偽ということは無いとは信じたいというふうに思っておりますけれども、そういったきちっとやらなければ私ども政府に対して情報をしっかりと提供してもらおうという形になろうかと思えます。でそういう形で私どもとしては1人1人の安全性、また線量管理というものに極めて重大な関心を持って今日までもあたってきておりますので今後ともそういったことは徹底をさせていきたいというふうに思えます。

Q：今虚偽がないと信じたいということなんですけれども、東京電力というのは過去にも虚偽の報告等を原子力の安全の問題、事故隠しなどあったので虚偽がないと信じたいというのはちょっと変な感じかなという印象を受けたんですけども、個人の線量を保安院なり政府がというか保安院なりが管理することに法的な何か問題というのはあるんでしょうか。分かる方、保安院森山さんですかね。

A：（保安院）まず規制の考え方としてその従事者の被ばくをしっかりと管理していただくということで基準があり保安規定があり、それからその最近の規制の方法論としては品質管理という形で守られていくと見ているということですので、もちろん個別に立ち入り検査等で見るとは可能でございますけれども基本的にはそういうその管理の仕組みというのをしっかりと作っていただいてそれが品質保証管理の中でしっかりと回っていくというような形で見えていただくのがまず大事ではないかと思えます。

Q：個人とお答えなったと思うんですけども、個人の線量を保安院が管理することに法的な問題はあるんでしょうか。

A：（保安院）それは今の法令上は基準を守っていただくということが基本になっておりますので、現時点においては必ずしも保安院が全ての方の作業の被ばく線量を管理をするというそういった仕組みにはなっていないというふうに考えております。

Q：その仕組みになっていないのは分かったんですけども、管理することに問題はあるのかないのか。何か個人情報保護法とかに触れちゃうのか、全然触れないのかということをお聞きしているんですけど。

A：（保安院）まずその個人の被ばくを管理する必要があるのかということですので、当然規制ですから強制力がありますのでその必要があるかどうかということは考える必要があるかと思えます。

Q：法的に管理をしてはいけないのかということなんですけど。

A：（保安院）もちろん必要に応じて確認はできると考えております。

Q：園田政務官すいません。お聞きしたいんですけども、今回通常の範囲、平常時だったら管理する必要が無かったみたいなことも分かるんですけども、今回こういう事故が起こって大量の作業員の方がいらっしゃる中で個人の線量を管理する必要がないのかということをお聞かせいただきたいんですけど見解を。

A：（園田政務官）する必要がないかではなくて、する形になっていないというのが現状だろうと思えますね。したがって今の通常時もそれは緊急時も一緒だと思っているんですけども、たとえ緊急時だったとしても東京電力、事業者である東京電力がきちっと管理をしてその作業を行うと。これは今でも変わっていません。どのような形でも。それに対して私ども政府がしっかりと管理をチェックする形式ですので、それは個人の線量計であれ他の状況であれ政府がこの中に入って全てを管理するという形は、国有化ではない限りそれはできてないということであろうと思えます。

A：（東電）東京電力でございますが、11月14日まで発電所におりまして15日から休んでいるという状況でございます。それから以前先ほどご質問のあった勤務の状況ですけれども、基本的に6日働いて4日休むというのを繰り返している状況になります。

Q：勤務時間等分かりますか1日の。

A：（東電）基本的にはいわゆる8時40分から17時20分が勤務時間ではございますけれども、管理職でございますのでそういった勤務時間の制限はございません。

Q：制限は無いということなんですけども、休んだ際にずっとこもっておられるのかまた1日の中で寝る際にJヴィレッジの中に戻るんですかね。

A：（東電）6日間勤務する際には免震重要棟の中のいわゆる休憩所といいますか寝室がございますのでそちらで休むこととなります。

Q：了解です。ありがとうございます。14日までの勤務というと、14日から休みということこの間の細野大臣の現地視察が終えてちょうど休みに入るという形になると思うんですけど、これに関して政府との間でなんか協議があって細野大臣が視察に行くのでこの日まで会見やってそれから休みたいという形にも受け取れるんですけど、園田政務官、東電さんにお聞きしたいんですけどもこのような協議などは無かったんでしょうか。

A：（園田政務官）細野大臣と吉田所長との間でってことですか、それとも。

Q：含めて。

A：（園田政務官）全くそういったことは私は聞いて私も承知して。

Q：ではたまたまという形ですか。

A：（園田政務官）そうだと思います。逆にいうなれば恐らくどういうご病気かは私もちょっと聞いておりませんが、私どもの政府の対応を待って少し日伸びをしていたのかその辺は吉田所長に聞いてみなければならないと思っておりますけれども、もしそういうことであるならば後々ですね。そういうことがあるならば大変申し訳なかったなというふうには思います。

Q：東京電力さんお願いします。

A：（東電）はい。いわゆる所内の人事でございますので異動に関しましては政府とご相談したような事実はありません。

Q：異動に関してではなくて14日から休んでらっしゃるので、10月中旬に病気が発覚してここまで引っ張ったというのは現地視察があったので個人の判断なのか東京電力の判断なのか分かりませんが、ここまで1ヶ月近く引っ張ったというのは、その現地視察があったということではないのでしょうかという質問です。

A：（東電）いえ、違います。診断結果そのものが11月中旬に出ておりますので、いわゆる11日の大臣の視察とは関係ないものと思います。

Q：了解です。ありがとうございます。ごめんなさい、先ほど文科省の伊藤さんに質問した件に関して、一応こういった原子力安全専門委員会として、公職に草間さんが賠償委員会でしたっけ、公職にあるので、こういった発言の真意を確認するということが必要だとは思いますが、必要がないという見解なんですか。

A：（文科省）ちょっと手元に資料がございませんけども、ご質問の趣旨は草間先生が原子力損害賠償紛争審査会の委員であるからということでしょうか。

Q：はい、そうです。

A：（文科省）ご案内のとおり、紛争審査会については公開でしかも合議体という形で意見交換なり審議を行っておりますので、1人1人の委員の方がどのようなお立場でどのような見解を述べるか、それを一つ一つ確認する必要はないと思っております。つまり仮にいろんな意見をお持ちの方であったとしても、紛争審査会としての結論に予断を持って影響を与えるようなことは合議制ですので生じないのではないかとこのように考えます。したがって、1人1人の発言について今の段階で文科省として確認する必要はないと思っております。

Q：了解です。ありがとうございます。

○司会

質問のある方挙手をお願いします。今3名の方。今の3名の方で最後という

ことで、他にいらっしゃいますか。今の 3 名の方で最後とさせていただきたいと思えます。それではまずこの列の一番後ろの方。それから一番端の列の一番後ろの方。それからその前の方。それではどうぞ。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども。一つは生活者支援チームの方に先ほどのペーパーの件で。何枚目かあれなんですけど、障害がん死亡リスクというのがあると思うんですけれども、放射線によるがん死亡の増加で、喫煙それから食事、個人の生活習慣によるがんというのが円グラフで書いてあるんですけれども、一つ疑問なんですけど、これはがん死というのの比較という意味であれば、喫煙とそれから食事だけではなくて、ちゃんとその他の原因、要するに個人の生活習慣以外の原因というのもきちんこの中に円グラフで入れないと比較にならないのではないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。まずそれが一つです。それから東京電力の松本さんに。以前もお伺いしてたんですが、津波の警報のページングなんですけれども、これはどういう流れで出るのでしょうか。気象庁から警報が出て、その警報が誰にどういう形で伝わって最終的にどこで出るのかというのをちょっと確認できればというふうに思います。それから保安院あるいは安全委員会の方でも結構なんですけども、当時福島地方に大津波警報が予想が 3m ということで出ていたんですが、この 3m の意味というのはどういうふうに捉えられているのでしょうか。3m の津波が来るとしたことなのか、あるいはそれより高いものが来る可能性もあるということなのか、何かその定義みたいなものがあるのであればお聞かせいただければと思うんですが。以上お願いします。

A：（支援 T）必ずしも真意分からなかったのですが、そのようなご指摘があったということで、ちょっと伝えてみたいとは思っています。

Q：はい、これだけだと余りにも雑ぱく過ぎると思うんですけどね。がんになるリスクではなくて、ここにがん死亡の増加と書いてあるので、がんになるリスクであれば喫煙であるとか食事であるとかというのと比較してもいいと思うんですけども、がん死という意味で比べるのであれば、自然災害であるとか交通事故であるとか、要するに死亡リスク全般と比較しないと余りにも。

A：（支援 T）そういうご主旨でございますか。だからその時には例えば死亡する、どこにどうグラフを置いてどう表すか。例えば自然災害で死ぬ人が死亡される割合がどのくらいあって何とかと。

Q：これだけでは比較にはならないと思うんですけどね。

A：（支援 T）ここの中では恐らくいろいろな特に一般には生活習慣病と言われるので、そういう生活習慣などが大きな原因でがんになれる場合がありますと。それが放射線による影響ですとこのくらい。

Q：いや、もちろんそうなんですけれども、死亡リスクの中でなぜ生活習慣だけをここに持ってくるのかがという、そういう真意的なところの意味がよく分からないんですよ。

A：（支援 T）仮に例えば交通事故ですとか、他の病気ですとかをいっぱい並べてみて、それでやりますと例えばある意味、もし仮にそういう方法を取りますとより割合で言いますと当然がんになる人の割合が少なくなって、例えばその中で更に放射線の影響がより小さく見えてしまうということにあるいはなってます。

Q：要するに他の死亡原因との比較ですよ、これを意味するというのは。

A：（支援 T）これは今ここで特に放射線を受けた場合には、がんが起きることが確率的影響の方で心配されているので、その確率的影響のがんの中の死亡について分析したりその説明に使ったりしようと。

Q：いや、このグラフはものすごく分かりにくいので、円グラフと縦の棒グラフと二つが重なっているんですけども、これは要するに生活習慣病に比べて放射線によるがんの増加がこれだけっていうことを意味してるんだと思うんですけども、もし死亡率がちゃんと比較するのであれば、生活習慣病だけではなくて他の死亡率ともきちんと比較しないと意味がないと思うんですけど、その辺。いろんな死亡率がある中で、なぜここに生活習慣病だけを引っ張り出してきたのかというのがよく分からないんです。

A：（支援 T）それは要するに放射線の確率的影響として特に今回問題として。

Q：なぜ他の死亡原因はここから抜けてるんですか。

A：（支援 T）例えば交通事故、それから脳、心臓の病気がここに入ってきて、そこに何かそれには直接には放射線の確率的な影響とかが。

Q：喫煙も関係ないですね。

A：（支援 T）喫煙は例えば一般にはがんになる理由だと、喫煙をすることによってがんになれる方がいるということです。食習慣によって、食事の内容によってがんが起きているだろうと。その他の原因がいろいろあるのでしょうけれども、喫煙や食事などでがんになりますと。今回その放射線によるがんっていうのが、放射線を受けることでそのリスクが少し増えます。少しと言うのはいけないのかもしれませんが、100mSv で 0.55% 増えますということで、そういうことを 1 枚のスライドの中で説明したかったのだと思います。

Q：分かりました。いや、がんになるリスクというのであれば、先ほども繰り返しなんですけど分かるんですけども、死亡するリスクまで考えるのであれば、きちんと他の死亡リスクまで入れないと平等に評価ができないと思うんですけどもそれでもいいですかね。

A：（支援 T）生涯がん死亡リスクということで、ここで。

Q：がん死亡リスク、要するにがんで死亡するリスクの中でだけで比べるのも分かるんですけども、死亡原因は他にもあるわけで、がんになるリスクであればこういった喫煙とか生活習慣だけをここに出すというのも分かるんですけど、死亡原因として、いろんな死因がある中で、じゃあ放射線による死亡率というのがどのぐらいというふうに比べるのは、がんだけをここに出すのだけではなくて、他にもきちんと出さないと比較にならないと思うんですけども。

A：（支援 T）例えば、このがんによって死亡する人が 3 割だということで作っているこれで言いますと、他の原因で死亡される、死亡の中ではあと 7 割ありますと。

Q：他にどういう死因が、いろんな死因が、いろんな自然災害とか病気だけではなくいろいろあるとは思いますが、そういったいろんな死因の中で放射線による死亡というのが特にがん死亡って書いてありますけれども、それがどのぐらいになるかというのをきちんと出してあげないと、通常的生活の中でどのぐらいの確率になるかというのがきちんと説明できないのではないかとと思うんですね。

A：（支援 T） ちょっとどの形がいいのか、仮にそうした場合に恐らくそれに対してある見方からすればその放射線のリスクを小さく見せていると、他の何もあえてここで交通事故と比較しなくてもというようなことが、そういうご指摘もあるいはあろうかと、成り立ちえるかとは思いますが。その意味で、今放射線が原因につながりやすいがんの中で比べてみたというところですよ。ご指摘、こういうような話があったということは先ほどの話などと含めて。

Q： すいません、お願いします。

A：（東電） 東京電力でございますが、津波の連絡に関しましては2種類のルートがございます、一つは地震で原子炉が自動停止しておりますので、いわゆる緊急事態となります。したがって緊急時対策本部が開設されまして、そこが情報収集をして中央制御室に伝えるというラインがございますし、地震があったこと自身は中央制御室でも分かりますので、中央制御室でテレビ等から情報を収集して津波警報が発生したということを知ることができます。

Q： そのページング自体は一括してどこかが出すというのではないんですか。

A：（東電） はい。1、2号の中央制御室から一括して避難命令を出します。

Q： 他のエリアも全部そういうことになるんですか。

A：（東電） はい。一斉にページングという装置を使って拡声で連絡することができます。

Q： 敷地内に関しては1、2号の中操が全部ページングに関しては指示を出すという。

A：（東電） はい。指示もできますし、3、4号の中操、5号6号の中央制御室から同様の指示はできます。

Q： いや、ごめんなさい。

A：（東電） 実際にしたのはどこかという意味であつたら、1、2号だと思いますけれども、確認させてください。

Q：分かりました。ページング自体は当初の 3m の予報が出た時点でページングをされてるということですか。

A：（東電）はい。大津波警報が出た時点でしております。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：（保安院）保安院でございますけども、大津波警報の 3m につきましては、これは気象庁にお問い合わせいただかないとちょっと私の方では分かりませんが。

Q：分かりました。これは安全委員会でも把握は。

A：（原安委）私も今ちょっと気象庁のホームページを見てたんですけども、3m 程度以上予想される時が大津波警報で、2m 程度の時だと津波警報だという説明になっています。

Q：分かりました。防災計画を作る上で、防災計画であるとか避難計画の上で、こういった津波の波高というのは特に問題にはならないんでしょうかね。その 3m っていうのが出た時にぴったり 3m が来るわけではなくて、上下の変動幅があるわけで。

A：（原安委）もちろん 3m 程度以上ですから、少なくとも 3m は来るということです。それ以上すいません、私分らないので気象庁か、それは防災部局に聞いてください。

Q：分かりました。ちょっとその関係でもう一度松本さんにお伺いしたいんですけども、これは 3m の時点で先日ちょっとお伺いした時に、当時は中操の方で大津波警報は 3m なので 5.7m には到達しないので、特に通常の操作と変わらないもので問題ないという説明があったんですけども、まず一つがこの 3m なんですが、気象庁の見解では 3m 出た場合は最大 6m ぐらいの津波があるのではないかというところまで想定しているというのがまず一つと、もう 1 点、3 月のこの同日の 3 時 15 分に津波の警報が 3m ではなくて 6m の警報が出てるんですけども、これに関しては東京電力としては特に判断はされなかったんでしょうか。追加の判断というのは。

A : (東電) まず 1 点目のご質問でございますが、繰り返しになりますけれども、当時私どもの津波の認識としては、津波評価技術にいたしまして評価をいたしておりますので、発電所に襲ってくる最高の津波の高さは 5.7m というふうに考えておりましたから、発電所に関しましては津波で何かその後こういう状況になるということについては考えてなかったということになります。それから 3 時 15 分の 6m ということに関しましてはちょっと確認させてください。3 時 30 分頃に 10m というような話が来てるのは承知しておりますけれども、3 時 15 分の話は確認します。

Q : そうすると今までの説明がいろんな手順の中でも 3 時 15 分の話がなかったということは、これは特に動きがなかったと思うんですけれども、実際に仮に 6m の警報が出た場合に、何か取る手順というのは変わってくるのでしょうか。

A : (東電) 当時としては変わらないと思います。いわゆる 5.7m を超えているという状況でございますけれども、基本的にはいわゆる 4m の位置でございます作業員の方々の退避をするのが原則でございますので、まずは人身の安全を第一に避難をさせることになります。これは 3m であろうが何 m であろうが津波警報が出てくればそういった指示をいたします。それから仮定の話になりますけれども、6m の津波に襲われたとしても海水計のポンプが使えなくなるという状況でございますので、福島第二と同様の状況になったのではないかと推定します。

Q : 6m の津波が来た場合に、当然その遡上高含めると敷地の所まで上がってくる可能性がまずあるわけで、そうすると建屋の中、特に今回 4 号機で亡くなった 2 人なんですけど、建屋の地下にいたということは敷地よりも低い場所にいるわけで、なぜここが避難対象になっていないというのは避難マニュアルの不備ではないかというふうにも思うんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

A : (東電) 6m の津波警報については確認しますけれども、繰り返しになります。が当時は 5.7m という津波の想定のもとに私ども設備の設計ですとか、運用を考えておりましたので、地震が発生した後はプラント側に残っている運転員は、地震後の設備の点検に従事していたということになります。

Q : 仮に 6m という警報が出ても、東電としては 5.7m までしか来ないという想定のマニュアルで動くということになるんですかね、そうすると。

A：（東電）いえ、当時は 6m という津波のマニュアルはございませんので、そういう意味では仮定の話はお答えしかねますけれども、当時の状況をもう一度ご説明いたしますと、5.7m という高さに対しまして設備の設計、それから運用の方を考えていたということになります。

Q：警報で 6m が出た場合というのは、そうすると想定がなかったということでもよろしいですか。取りあえず避難マニュアルに関しても。

A：（東電）避難マニュアルに関しましては大津波警報が発生した時点で、全ての作業員の方に対して避難をさせるということになりますので、高さとは関係ありませんが、いわゆる高さに関しまして何か津波の高さ上制限があるわけではありません。マニュアル上書いてございません。むしろ私どもが当時心配してたのは引き潮の方でございまして、引き潮でいわゆる海水ポンプの吸い込み口に水がないという状況を心配して、そういった面から運転マニュアルを作っております。

Q：設備面の問題ではなくて、私が知りたいのは避難関係なんですけれども、そういった高い敷地まで上がってくる可能性がある津波に対しても、やはり建屋の特に地下ですね。敷地より低いところにいる人に対して避難指示が出ないというのは不備ではないかというふうに思うんですが、これはいかがでしょうか。

A：（東電）そういったご意見は当然今回 15m の津波に襲われておりますので、そういったご指摘はあろうかと思えますけれども、当時私どもが考えていたのは 5.7m の津波でございまして。

Q：保安院の森山さんにお伺いしたいんですが、これはマニュアルの不備とか思えないんですけれども、この点今後保安院の方で何らかの検討というのはされたりは。今は予定ないと思えますけれども、取りあえずご見解をお伺いできればと思うんですが。

A：（保安院）まずそもそも津波の大きさというものを十分想定してなかったということでもございまして、今後まずは津波の大きさというものをしっかりと想定した上で、そのような場合にどのような手順といいますか、取るかということとは改めて検討していくべき問題だと思います。

Q：それは運転手順に限らずですね、こういう避難計画に関しても検討というのはやはり必要ではないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

A：（保安院）当然その状況を想定した上で、様々な状況を想定した上で東京電力の方でしっかりと検討されるべき問題だと考えます。

Q：ありがとうございます。

○司会

次の方、どうぞ。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願いします。回答する記者団の佐藤です。ちょっと質問の項目が、司会の方、すみません。質問の項目が多くてこの後1回途中で切りますので一巡した後また回していただけますか。

○司会

あともう1名しかいませんので、まとめてどうぞ。

Q：いや、かなり多いので。じゃあ、1名の方終わった後にもう一度やらせてください。1回途中でこれで、ここで二つだけ聞いて切ります。

○司会

そのままやってもらって結構ですので、どうぞ。

Q：本当ですか。分かりました。じゃあ、全部行きますね。先に先ほど、保安院にお願いします。資料を保安院、森山さんと園田さんにお配りいたしました行政文書の開示決定通知書です。これが震災発生以降に政府の職員が福島第一と第二で撮影した写真、あるいは映像の開示請求を出しまして、それに対する決定通知です。この間の金曜日に届いていたものです。これ、基本的に写真だけ、既に公表されているものの中にはあるんですが、写真でいうと61枚、ファイル数でいうと49ファイルが開示されるということになりました。ファイル数と写真の枚数が違うのは、複数の写真がPDF1枚にまとまっているものもあるからという保安院、検査課の人の説明です。この49ファイル開示しますと、お渡ししたものの2ページ目見ていただければ出ているんですが、例えばCD-Rで開示してもらおうと開示手数料が10,090円かかります。保安院の検査課によります

と写真はこの他に約 200 枚程あるということをおっしゃっていました。そうすると全部開示してもらうのに 5 万円かかることになるんですけども、これ国民が開示請求によって写真全部入手したいという時に 1 人 1 人 5 万円ずつ払っていくというのは正直ばからしいことかと思えますし、開示請求で開示されるというものなので、保安院の方で自主的に情報提供、保安院長の裁量による提供をするつもりがないのか、まずその点をお聞かせください。東京電力にこの映像写真関係でお聞きします。集中監視システムのウェブカメラで 87 台分のカメラを免震棟で監視しているということをおっしゃっていましたけれども、この 87 台分のカメラ、インターネット配信するには技術的な課題があるというふうにもお答えをいただいています。大量のデータなので帯域が不足するとか、そういったような理解でいいかと思うんですが、帯域の不足ですとか、サーバのスペックの不足、そういったような技術的な課題が原因であるならばライブ配信ではなくて、カメラの方の映像をスナップショットで、例えば 5 分に 1 回撮影してとか、そういったその時々スナップショットを順番に見せていく、そういったような配信の仕方でも結構ですので、87 台分、あるいはパラメータ映しているという約半数のカメラの映像の開示をお願いできませんでしょうか。この件に関しまして、ウェブカメラのインターネット配信について東京電力のお答え、これまで技術的な課題がある、あるいは核防護上の問題があるということで前向きな検討ではなかった、そういうお答えなんですけれども、取りあえずやるという方向で考えた上で何ができないのか、そういったようなことを調査してできないのであればその結果、課題を具体的にお聞かせいただければと思います。それと、ウェブカメラ関係ですと、今後も新しくカメラを設置する予定、予定といいますか設置することがあるかと思うんですが、その時にはインターネットで配信するということを前提にして設計をやっていただけないか、そのように思っています。これは要望です。司会の方、すみません、この後更に続くんですけども構いませんか。

○司会

続けてください。

Q：はい。それと東京電力に続きます。吉田所長の病名に関してなんですが、清水前社長が入院された時期がありましたけれども、この時東京電力の発表で高血圧とめまいの症状を訴えて入院ということが発表されています。吉田所長の場合がどういった症状なのか公表をお願いします。この後、園田さんに質問、要望、回収したい点がたくさんあります。園田さん、これ一つ一つやる、1 問 1 問やるほうがいいでしょうか。全部まとめるほうがいいですか。

○司会

まとめてください。

Q：まとめるほうがいいってことですか、分かりました、では申し上げます。所長の退任の件、官房長官の方まで報告が上がっているということは園田さんの方もご存じだったんですけれども、それを官房長官の方に上がっていることはいつ知ったのか、いつどこで誰から聞いて知ったのか、それをよろしく願います。それと、この退任の関係ですと、保安院と園田さんと東京電力に、具体的な、あ、園田さん以外です。東京電力と保安院に。官房長官、あるいは首相まで伝わっているのかどうか具体的なことをご存知の方はいないということでしたけれども、本当にいないのかどうか確認させてください。それと、前回の会見で細野大臣が最後に出席した統合対策室の会議で、10月2日の特別プロジェクトに出席したのが最後ということをおっしゃっていました。特別プロジェクトの一覧表を出してもらえないか、これは要望です。それともう一つ、統合対策室の議事録の有無の確認先、その他の会議体の具体的な内容についてですけれども、これはどうなりましたでしょうか。それと、ゲルマニウム検査機の数、ストロンチウム計測可能な測定器の数は出させていただきましたけれども、その明細、内訳のリストはどうなりましたでしょうか。それと前回の会見で要望したことで、毎回の記者会見に参加している記者で、区分1が何人とか、そういったような区分毎の参加者、参加した記者の人数の確認、これがどうなりましたでしょうか。それと統合対策室の会議、録音しているかどうか。以上です。よろしく願います。

A：(保安院)まず保安院からですが、情報開示請求の件でございますけれども、今後写真をですね、公開するかどうかということは今後、まだしないというふうに決めているわけではございません。今は予定はございませんけれども、そのようなことがあるかも分かりません。とにかく開示請求をいただいておりますので、今はその手続きにのっとなって進めているということでございます。それから、先に吉田所長の件でございますけれども、私自身はこちらの会見にまいります前に聞きましたので、ちょっとどこまで総理まで上がっているかとか、そういったことは今把握しておりません。

Q：分かりました。ちょっと、これ先にやらせてください。まず情報公開の件ですけれども、私のこの開示請求に対して、私に対して開示するのではなくて、私に開示する代わりに保安院がインターネットで自主的に公表していただく、

そういったことは可能でしょうか。手順書の件の時には大臣からの指示ということもありましたけれども、同じような形で情報公開法の手続きにのっとなって自主的に情報提供をお願いできないか、そのように思っております。

A：（保安院）はい。情報公開につきましては、個々のケース毎にですね、検討すべきものと考えておりますので、本件については開示請求がありましたので法律に基づき手続きを取っているということでございます。

Q：その個別のケースで検討するというのを、その個別のケースというのがこの私のケースということです。これを自主的に出してもらえないかということです。

A：（保安院）今後そういうことがあるかもしれませんが、今の時点ではまだそこまでは考えておりません。

Q：すみません、これ自主的な情報提供というのは保安院長の判断になるかと思いますので、保安院長の判断を確認した上でお答えいただけませんか。

A：（保安院）そのようなご要望があったことは伝えておきます。

Q：はい、必ずよろしく申し上げます。全国民がこれ知りたいというときに1人5万円出せというのは正直余りにも馬鹿らしい話しですのでよろしくお願い致します。えっと東京電力お願いします。

A：（東電）はい。当ウェブカメラの状況でございますけれども、ライブ配信それから間欠的な配信につきましても今のところ予定はございません。それから今後設置するウェブカメラも作業の監視上必要のある箇所にはつけてまいりますけれども現場の作業の監視が優先でございますので設備の設計に当たりましてはそちらの設計が優先的になります。それから所長の吉田の病名でございますが、これはプライバシーの観点から公表は控えさせていただいております。

Q：分かりました。まずカメラの件ですけどもできるだけこれ園田さんにもお聞きいただきたいのですが、多額の税金を投入している企業の情報公開で今後例えば燃料の取り出しが完了するまでというような感じで考えたとしても相当長期間かかるわけですね。その間情報の生のデータの情報というのがこういった記者会見、あるいは東京電力がウェブサイト上で公表している資料によるそ

れしか入手手段がないというのはちょっとおかしいし信頼性にも欠けるのではないのでしょうか。特にインターネットで配信できる時代ですし、この記者会見も情報、インターネットで配信するという方向でじゃあそのために何が問題になっているのか課題になっているのかというのをしっかりと検討した上でお答えいただけませんかでしょうか。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが、基本的に私どももパラメータの公開ですとか、いわゆる現場の写真等につきましては、適宜情報提供をさせていただいてますし、ホームページでアップしております。したがっていましてウェブカメラに関しましては基本的に目的が現場の作業の円滑化に伴うものでございまして現時点では公開を前提にした設計等はされておられません。したがって、今回のご要望に関しましてはなかなか難しいというふうに考えております。

Q：データ自体は既にあるわけですし、それを見られるシステムというのもあるわけですからそれを枝分かれさせて配信するということはそれ程技術的に問題じゃないんじゃないのでしょうか。

A：（東電）ですからサーバの容量ですとか通信の回線の量の問題等がございまずので、今の時点でこの87台分それから将来追加する予定のウェブカメラについては現在のところ予定はございません。

Q：そこでデータが大量になることの帯域の問題ですとかサーバの能力という話しになるんでしょうけども、そのサーバに見合ったデータの処理の仕方をすれば配信できるはずなのでそれをお願いできないかというふうに申し上げてます。

A：（東電）はい。今のところそういった検討する予定はございませんが当然プラントのパラメータに関しましてはこれまでどおり皆さまにホームページ等とアップしていきたいと思っております。

Q：そうしましたらインターネットの方で公開することを前向きに検討よろしくお願いたします。それから清水前社長が入院されたときの症状の高血圧とめまい過労ということで公表されていますけれども、なぜ清水前社長は出て所長ですと出ないんでしょうか。同じ扱いをすることはできないんでしょうか。両方とも役員扱いということで変わりはないかと思うんですけど。

A：（東電）いわゆる治療に専念したいということの本人それからご家族のご要望もございまして、会社としてはプライバシーの観点から公表を控えさせていただいております。

Q：そうしますと社長のときには公表していいということで社長の判断があった、そういうことでいいですか。

A：（東電）はい結構です。

Q：分かりました。扱いの違いは了解です。

A：（園田政務官）はい私に何問かいただきましたね。はいまず吉田所長の退任の件が官房長官まで上がっていたということの、そのいつどこで誰が聞いたか私が聞いたかということですね。どの時点だったか詳細は覚えておりませんですけれども、秘書を通じて私のところに情報が上がってきたということでございます。

Q：すいません。もう少し詳しくお聞かせいただけますか。どういう経路で誰の秘書から。

A：（園田政務官）もちろん私の秘書です。

Q：園田さんの秘書に伝えたのは誰でしょう。

A：（園田政務官）それはちょっと私は存じてません。情報としてそういうことが入ってきたということでございます。

Q：すいません。その内容ですけれども官房長官にそういった報告もいっているとそういうようなものなんですか。

A：（園田政務官）そうですねはい。

Q：分かりました。じゃあ園田さんが所長の退任を知ったのもその同じタイミングでということですが。

A：(園田政務官) 私が知ったのはもうちょっと前ですね。お昼過ぎだったと思います。

Q：分かりました。そうすると官房長官が知ったのと園田さんが知ったのはタイミング的にはそれ程ずれていないというそんな印象がありますけれどもお考え的にはどうでしょう。

A：(園田政務官) 恐らくそうだと思います。正確な時間を私も知りませんので官房長官の所に伝わったですね。そこまでの確認はしておりませんので恐らく官房長官の所へこういった情報というものはすばやく入るものなんではないかなと思いますので、さほど変わりはないと思います。

Q：分かりました。結構時間が経ってからというのが素早くといえるのかどうかという疑問がありますけども、そうしますと官房長官の方に伝わった経路については確認よろしくお願ひします。首相の方に伝わっているかどうかも含めて。

A：(園田政務官) それはちょっと内部のことでございますので、それをオープンにするかどうかはちょっと控えさせていただきたいと思います。

Q：これはオープンにできる情報ですのでよろしくお願ひします。

A：(園田政務官) それは私どもの関係がありますのでちょっとお待ちをいただきたいと思います。

Q：関係というのはどういった関係ですか。

A：(園田政務官) 内部の様々な伝達方法についてそれは控えさせていただきたいと思います。それから細野大臣が先日すいません私 10 月の 2 日と申し上げましたけれども後で訂正の情報が入りましたすいません。正確には 10 月の 3 日でございます。この日に特別プロジェクトとそれから全体会議にその日は出ていたということでございます。それで特プロの一覧表というのはどういったものを指してらっしゃいますでしょうか。

Q：どういった特別プロジェクトがあるのか、名称と内容が全部分かればそのリストがあればということです。

A：（園田政務官）ちょっと検討させていただきたいと思います。それから議事録についての確認はまだできておりませんのでもう少しお待ちをいただきたいと存じます。それからゲルマニウム検査機もまだちょっとすいません私のところに来ていませんのでもう少しお待ちをいただきたいと思います。それから記者会見の。

Q：記者会見の区分ごとの参加数。

A：（園田政務官）これについては今指示を出させていただいておりますので、どういったものが出てくるのかちょっと私も待っている状況でございますのでそれもお待ちをいただきたいと存じます。それから統合対策室のICの録音でしたかね。それは私の聞いている限りにおいてはそういったものはないということでございます。

Q：分かりました。ありがとうございました。

○司会

それでは最後の方。どうぞ。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグの小嶋です。よろしくお願ひします。保安院さんの方なんですけども、24日の報道でIAEAが原発のストレステストの国際的な実施基準を策定し全加盟国に配布したとあるんですけども、現在日本の原発で行われているストレステストがこれに見合うものなのかどうか、差異、何かどういう効果、差異があるのではないかとこのところに関して質問をしたいと思います。よろしくお願ひします。それからもう一点こちらは東京電力さんに、朝日新聞の報道で二本松のゴルフ場の方から訴えがあった裁判に関して東京電力さんの見解が、放射線物質の除染を求めたものに関して無主物であるので所有権が東京電力に無いということでゴルフ場に降った放射性物質はゴルフ場の所有者のものであって東京電力の所有物ではない。よって東京電力はこういった放射線物質に関して除染をする必要はないという主張をされていますけども、これ東京電力の全体としてのこの今回の原発事故を起こして放射線物質を放出したことに関してその放射性物質が東京電力の所有物ではなくて、その降り注いだところの所有者のものだという認識で正しいでしょうかということが一点。もう一点ちょっと昔の話しになってしまいうんですが、9月9日に公表された「福島第一原子力

発電所における東北地方太平洋沖地震に伴う原子炉施設への影響に関わる経済産業省原子力安全・保安院の報告について」というこのプレスリリースに関してなんですけども、ここで1号機のICに関して直流電源を喪失した際にフェイルセーフとして閉作動してしまうために結局ICが使えなかったということだと思ってるので、つまりこのICというのは、電源が全て喪失した時に動くものだと思うんですけれども、これが動かないという設計になっていたという認識でよろしいでしょうかという確認です。よろしく申し上げます。以上です。

A：(保安院) まず保安院からでございますが、ストレステストのご質問がございましたのが、IAEAの評価の手順と言いますか、加盟国に今提示されている状況でございますけれども、私が理解している範囲ではIAEAは様々なケースに対応できるように、例えば確率論的な評価も例えばできるとかですね、いうふうにされているというふうに承知しております。当然、IAEAが今後日本のレビューされる場合には、その考え方に基づいて実施されると思っておりますけれども、保安院ではですね、保安院なりの国内の専門家の意見を聞きながら、これから評価を進めていくということでございますので。またIAEAの評価の手順の中にも、必ずしもこれによらなくても同等であれば良いというような記載もあったというふうに聞いておりますので、まずは保安院といたしましては現在の保安院なりの枠組みでしっかりと評価をしていきたいというふうに思っております。

Q：つまりこの24日に配布されたIAEAの国際的な実施基準のストレステストと、保安院が今されているストレステストとは違うものであるということでしょうか。

A：(保安院) いえ、決してそういうことではなくてですね。IAEAの手順というのは、基本的には今いろんな国がストレステストのようなことをやっておりますので、そういったものをいろいろ見ながら作られたというふうに聞いておりました、詳細に見ればどこがどれくらい同じか違うかというところまではまだ精査はできておりませんが、基本的にはいろんなケースに対応できるような方法論というものを示しているというふうに聞いております。

Q：すいません、このIAEAの国際的なストレステスト基準というのはどこかで見れたりしますかね。

A：(保安院) まだIAEAは手順そのものを公開はしていないと聞いております。

Q：何が公開したんですかね。先に配布ということで、IAEA はまだ公表してないということですか。

A：（保安院）いえ、配布したというような発表はあったと聞いておりますけれども、まだ IAEA から公表されていないように思います。まだ直近の状況はまだ。

Q：保安院さんの方にまだ届いてないんですか。

A：（保安院）いえ、それは加盟国に提供されておりますので、IAEA の加盟国はこれは入手しておりますが、IAEA が対外的に公表していないとそういうことでございます。

Q：保安院さんとしてはもう入っているけど、一般的には公表されていないということですか。

A：（保安院）私、これはちょっと今日の時点では正確なところは分かりませんが、24日の時点ではですね、IAEA は加盟国に提示したということを公表したということで、その文書そのものは公表していないというふうに、その時点では聞いておりました。

Q：園田さんこの件に関して、お知りのことはありますか、分からない。

A：（園田政務官）私はその件については分かっておりません。

Q：了解です。これって、安全委員会も関係ないですかね。どこか分かるところってないんですか。

A：（原安委）私のところも分かりません。

Q：了解です。保安院森山さんに追加で、このように IAEA が国際的実施基準というものを示されたんですけれども、これに対して日本は日本のストレステストの今評価している基準のままやるという方向でしょうかね。

A：（保安院）基準と言いますか、今保安院で審査の視点というものを整理をして、これから具体的にですね、専門家の意見を聞きながら具体的なプラントの評価をしていくという段階にございます。当然、今後 IAEA は IAEA の基準に基

づいて日本が実施いたしますストレステストをレビューされるというふうに思いますので、当然そこは意識しながら見ていくことになると思いますけれども。いずれにしても、IAEA も全く同じでなくても同等のものであれば、それは問題ないというような表現も確かしているというふうに聞いておりますので、いずれにしても、日本は日本なりの考えでもってこのストレステストということを実施していくことになるかと考えております。

Q：すいません。ちょっとお願いしたいんですけれども。この IAEA の国際的な実施基準に関して、保安院さんの方でなんか追加で情報とか実施基準自体が分かったらちょっと確認して発表していただければと思いますが、どうでしょうか。

A：（保安院）公表そのものは IAEA が。

Q：公表ではなくて、どういう状況になるのかとかを。これから実際にストレステスト行われていて、今後 IAEA にも協力していただくことになっていると思うんですけれども。この枠組みに関して、今回の国際的実施基準の配布が意味を持つのかという点に関して、今後追加で何かあれば教えていただきたいと思えます。

A：（保安院）分かりました。保安院のストレステストについては全て公開でやっておりますし、当然、ご質問なども一般からお受けしたりですね、ホームページにて公開したりしておりますので。もちろん何かあれば、追加的なものがあればご説明申し上げます。

Q：よろしく申し上げます。

A：（東電）東京電力でございますが、まず二本松ゴルフ場の案件でございますが、こちらは個別の現在裁判中の事案でございますので、個別のコメントは差し控えさせていただきたいと思えます。それから、1号機のアイソレーション・コンデンサーでございますが、こちらは図が添付されていると思えますが、蒸気の流れに従って1、2、3、4つの弁が並んでおります。これは格納容器の隔離弁でございますが、何か万一事故それから設備そのものが故障した場合には放射性物質を格納容器から外に出さないために閉まるのが設計上の思想でございます。したがって、フェイルセーフという形で閉まるということになります。その事故の自分の故障、制御電源がないということを検知いたしましたの

で、今回は電源がある限り閉まる方向に動いたということになります。

Q：閉まるっていう今の説明分かったんですけども、そうすると IC が使えなくなると言うか、IC からの水が入らなくなると言うことでよろしいですか。

A：（東電）はい。当然、当時電源が残っております、駆動する電源が残っておりますら、手動で開けることができますので、当時は 18 時過ぎに一旦開けるというようなことを操作したのになります。したがって、いわゆるアイソレーション・コンデンサーが、これまで想定していた事故に関しましては、主蒸気隔離弁が閉まって、原子炉が単独で隔離されたような場合に使用するという前提に設計しておりますので、今回のように全交流電源喪失して、また更に直流電源も喪失することに、このアイソレーション・コンデンサーを使うということは考えてございませんでした。

Q：つまり IC は全電源を喪失した場合には使えないということですか。

A：（東電）交流電源が喪失した時には使えますけれども、直流電源が喪失した場合には使えないということになります。

Q：これに関して保安院さんにお聞きしたいんですけども、IC というものがこういう形である、つまり全電源喪失には使えないということで問題ないことですかね。今、事故前はしょうがないかも知れませんが、今後こういう形で大丈夫というか、問題ないというお考えでしょうか。

A：（保安院）保安院でございますけれども。この点は非常に大事な点でございます。先日保安院が開催しております意見聴取会、これは専門家の場です。このアイソレーション・コンデンサーの作動状況についてはご説明をしております。そこでもいろんなご意見がございました。これまではこういうことだということと、併せまして今後どうするべきかということこれから整理をしていきたいと思っておりますけれども、その中に出ておりました一つの指摘としましては、例えば今回シビアアクシデントに対する議論を今しておりますけれども、当然他の事故もありますので、そういうことを総合的に見て検討する必要はあるだろうというご指摘もございました。シビアアクシデントだけを見ればですね、確かに開いた方がいいのかも知れませんが、他のケースの場合にはたしてそれでいいかと。その上で、このアイソレーション・コンデンサーというものがどういうロジック回路と言いますか、持った方がいいのかとか、

そこは総合的に慎重に考えていくべき問題だと考えております。

Q：全電源喪失した場合に、なんか追加的なシステムとか機能とかいうことは何か考えられていらっしゃるんですか。

A：（保安院）これはこれからですね、正に今検討をしているところでございますので、今回の経験から得られた知見をどのように今後の技術基準なり、システムに反映していくかということは課題であるということで、今正に検討しているところでございます。

Q：この福島第一1号機のICと同じ方というか、同じシステムを持つ原発は日本全国でどこにありますでしょうか。

A：（保安院）はい、非常用復水器を持っておりますのは、日本原電の敦賀1号機だけです。

Q：だけ、了解です。ありがとうございます。あ、でも、敦賀1号機に関してもこれを踏まえて、対策をされる予定があったりもしますか。

A：（保安院）まずは、保安院と致しましては、専門家による意見聴取会、これでもって、しっかりと検討した上で、必要な対策を講じていくということになると考えております。

Q：はい、ありがとうございます。ごめんなさい、東京電力の先ほどのちょっと裁判の件に関してなんですけれども。裁判個々に関しては、コメントできないということは分かったんですけども、じゃあこの裁判以外の今現在出ている、いろんな所に出ている放射性物質に関して、東京電力としては、どこに責任があるのか、どういう責任の取り方をするのかといった考え方はございますでしょうか。

A：（東電）はい、放射性物質のいわゆる、除染等に関しましては、国が定めている特措法ですとか、ございますので、その方針に基づいて、実施されていきます。東京電力と致しましては、そういった方針に従いながら、対応していきたいというふうに考えております。

Q：責任としては、どこにあると思いますか。

A：（東電）責任があるなしに関しましては、個別の事案でございますので、お答えすることはできません。

Q：個別の事案という意味があんまりよく分からないのですけれど。

A：（東電）現在、係争中の事案でございますので、お答えすることはできません。

Q：係争中の事案でなくてもいいですけど、係争中の事案ということではなくて、今回の事故に関して、一般的にこう降り積もった放射性物質に関しての責任です。個別ではなくて。

A：（東電）はい、事故の当事者としての責任は、ございますけれども、いわゆる、賠償等に関しましては、適切に実施させて頂きたいというふうに思っております。

Q：責任に関しては、どうお考えでしょうか。

A：（東電）責任を判断するのは、私どもではございませんので、きちんと賠償、それから除染活動に協力させて頂きたいと思っております。

Q：いや、判断するのは、もちろん東京電力さんでは、ないと思うんですけど、東京電力さんの考えとしては、責任はどこにあると思うんでしょうか。

A：（東電）はい、こちらに関しましては、現在、裁判中の案件の中で、除染等に関しましては、述べさせて頂いておりますが、個別の案件でございますので、こういった場で、お答えすることはできません。

Q：じゃあ、裁判で示されているのが、東京電力の見解ということですね。

A：（東電）はい、そうです。

Q：はい、了解です。ありがとうございます。

○司会

最後に東京電力から補足の説明があります。

<東京電力からの補足説明>

○東京電力

作業予定で一件追加がございます。現在 1 号機から 3 号機の圧力容器への窒素の供給ラインを現在作業中でございますが、その関係で、明日 1 号機にしましては、新設するラインのリークチェックのために、9 時半から約 2 時間程、窒素供給を止めます。それから、2 号機でございますが、同じく窒素供給ラインの流量弁を新設する作業がございますので、こちらは、11 時頃から約 2 時間、2 号機への窒素封入を止めます。それぞれ、2 時間程度でございますので、いわゆる現在の、いわゆる格納容器内の雰囲気に関しましては、大きな影響は無いものというふうに考えております。

○司会

園田政務官から発言があります。

○園田政務官

はい、すいません、確認が取れましたので、申し上げたいと思います。総理にはですね、本日で、先ほどの吉田所長、即ち東京電力の人事異動に関しましての情報、入っております。官房長官と共にですね、情報は入っているということは確認が取れました。

○司会

よろしいでしょうか。一番、はいどうぞ。

○回答する記者団 佐藤

Q：すいません、回答する記者団の佐藤です。今の総理の方に上がっていた退任の情報ですけれども、今日のいつくらいかそこまでは、おおよそ分かりますでしょうか。それと、今日というのが、最初なのかつまり、原子力災害対策本部長に対する報告が、今日であることに対する是非といいますか、それでいいのかどうか、その認識について、園田さんからお答え頂けますでしょうか。

A：(園田政務官) はい、時間帯については、ちょっと詳細は私も把握しておりませんので、情報が総理並びに官房長官のところへ上がっているということの確認は、取れたということでございます。失礼しました。それから、あと、そのことが本日付けで入った事に対する是非でございますけれども、言わば、異

動という形がですね、正式に決まったのが今日だというふうに私は認識をいたしておりますので、そういった点では、そういった発表が今日になったというのは、別に何か遅いであるとか、早いであるとかいうことではなくて、決まり次第、決定され次第、そのことが東京電力から私どもに、お示しがあつたというふうに受け止めております。事故対策という、あるいは災害対策、失礼、原子力の災害対策本部として、いち 1 人のですね、人事異動に関する情報でありますので、事故そのものの対策には影響はないというふうに考えております。

Q：すいません、その事故収束に対する影響には、影響が無いということですが、けれども、これは、園田さんのお考えということなのか、原子力災害対策本部の中でそういった認識を共有されているのか、その辺りをお聞かせいただけますか。

A：（園田政務官）はい、先ほど私の考えをとおっしゃったので、私の考えを述べさせて頂きました。

Q：分かりました。ありがとうございました。

○司会

よろしいでしょうか。それでは以上で本日の会見を終わります。次回ですが、12月1日木曜、16時半から予定をしております。詳しくは、改めてメールでお伝えします。本日はどうもありがとうございました。